

第4章

東広島市の文化財の保存と活用に関する 将来像と基本的な方向性

第4章 東広島市の文化財の保存と活用に関する 将来像と基本的な方向性

1. 文化財の保存と活用に関する将来像

本市では「安芸国最大の穀倉地帯」という特性のもと、水辺の豊かな生態系や、広島県最大級の三ツ城古墳を始めとする古墳文化、安芸国分寺の造営地に選ばれた地方拠点、戦乱の世を生き抜いた国衆（国人）、豊かな穀倉地帯での農村文化と景観、賀茂台地での多様な信仰、全国を股にかけて廻船業者、全国でも唯一残る銘醸地の近代産業景観（西条酒蔵群）など、特色ある多様な歴史文化が育まれてきました。そしてこの歴史文化の中で、数多くの文化財が生み出され、戦争・災害・社会的変化などの危機を乗り越え、人々の知恵や経験により守られてきました。

文化財はこうした歴史文化を伝える証人です。私たちは文化財によって経験していない歴史を追体験することができるとともに、先人の生活に思いをはせ、先人の知恵や工夫に学び、現代の生活を振り返り、活かすことができます。また、本市の町並みや景観は、先人たちが歴史文化の中で紡いできた東広島らしさの象徴であり、私たちの心のよりどころでもあります。

しかし、少子高齢化が急速に進む地域では、文化財保護の担い手が減少し、伝統行事の継続が困難になる事例や、景観や自然環境が急速にかつての姿を失いつつあるなど、我が国全体で危機的状况にあります。一方、開発が続く地域では、歴史的な町並み、農村景観、自然環境が次第に失われています。また、地域にある文化財は、古くから地域に住む人々にとっては日常の一部であり、一方で市外から移住してきた人々には馴染みのないものであることから、人々にその存在や価値が十分に認識されにくい現状があります。

文化財を少しでも多く次世代に受け継ぐためには、地域に関わる人々が本市のもつ歴史文化や文化財の価値を理解し、大切に思い、活用を図りながら継承していく必要があります。本計画では、文化財の保存と活用に向けた目指すべき将来像に「歴史文化の豊かな“みのり”に親しみ、未来を紡ぐまち 東広島」を掲げます。

《保存と活用についての将来像》

歴史文化の豊かな“みのり”に親しみ 未来を紡ぐまち 東広島

本市の豊かな歴史文化は、「安芸国最大の穀倉地帯」という特性のもと、時代を超えて人々が育んできた大切な“みのり”です。この豊かな“みのり”の価値と魅力を地域に関わる人々が知り、守り、育み、活用した東広島らしいまちづくりを目指し、文化財の保存と活用に取り組みます。

2. 将来像の実現に向けた基本的な方向性

前節の将来像の実現に向けて、多面的な取組みを行う必要があります。

1つ目は、地域の歴史文化や文化財の調査・研究を継続して行い、その価値と魅力を掘り起こすことです。調査・研究により、地域の歴史文化への理解を深めることは、文化財としての指定・登録による保存や活用など、今後の取組みの基礎を築くことにつながります。また、文化財はそれぞれ単独で存在してきたのではなく、地域の中で他の文化財と関連しながら存在してきました。そうした文化財のもつ背景やつながりをもとに、1つのストーリーとして語ることで、地域の文化財の価値と魅力を底上げすることができます（関連文化財群）。

しかし、文化財は何もしなければ次第に劣化し、最後には失われてしまいます。そのため、適切な維持管理や修理により保存し、文化財の価値と魅力を維持する必要があります。

一方、文化財を保存し続けることは所有者や地域への負担が大きく、地域内外問わず、たくさんの人々の理解と協力が欠かせません。文化財の価値と魅力を発信しながら、文化財を展示やイベント、まちづくりで活用することで、地域の内外の方に知ってもらい、親しんでもらうことが重要です。そうすることで、地域の歴史文化そのものが注目され、価値と魅力が向上していきます。ただし、その効果は短期的なものであるため、継続的な取組みが必要です。

こうした取組みの結果、地域での文化財の保存と活用を図る機運が高まり、保存と活用の好循環が生まれ、地域の文化財、さらにはその総体である歴史文化全体の価値と魅力も向上します。

以上を踏まえ、本計画では将来像の実現に向け、4つの方向性で今後の方針と取組みを整理します。

《文化財の保存と活用に関する現状》

- ・ 少子高齢化が進む地域では、文化財保護の担い手が減少し、伝統行事の継続が困難になる、景観や自然環境がかつての姿を急速に失うなどの危機的状況にある。
- ・ 開発が進む地域では、歴史的な町並み、農村景観、自然環境が次第に失われている。
- ・ 歴史文化や文化財が市民に十分に認識されていない。
 - 三ツ城古墳…広島県最大級の前方後円墳、古墳時代の安芸地方の大豪族の拠点
 - 安芸国分寺跡…古代の安芸国の中でも豊かな地方拠点
 - 鏡山城跡…大内氏の築いた安芸国支配の中心地
 - 赤瓦・しゃちほこ・白壁の居蔵造の景観…安芸国最大の穀倉地帯をもつ豊かな農村で形成された、特徴的な景観
 - 西条酒蔵群…酒蔵が軒を接して建ち並び、全国でほぼ唯一残る近代産業景観

《保存と活用についての将来像》

歴史文化の豊かな“みのり”に親しみ 未来を紡ぐまち 東広島

方向性 1

歴史文化の調査を進め、保護・継承の基礎を築く（調査・研究）

東広島市の歴史文化の豊かな“みのり”の価値をさらに深め、地域で保存・活用するため、歴史文化の調査・研究に継続して取り組みます。

方向性 2

市民とともに東広島の文化財を守り、継承する（保存・管理）

東広島市の歴史文化の豊かな“みのり”を後世に伝えるため、地域全体で文化財の適切な維持管理と保存に取り組みます。

方向性 3

歴史文化を知り、歴史文化に親しむ（普及・活用・学習）

東広島市の歴史文化の豊かな“みのり”を東広島らしいまちづくりに活かし、未来を紡ぐため、歴史文化の普及と活用に取り組みます。

方向性 4

文化財を守り、伝えるための体制を整備する（組織・体制）

東広島市の歴史文化の豊かな“みのり”の保存と活用の基礎となる、調査・研究体制の整備と地域総がかりでの連携を図ります。

図 4-1 文化財の保存と活用についての将来像と基本的な方向性

第5章

東広島市の文化財の保存と活用に関する 方針と取組み

第5章 東広島市の文化財の保存と活用に関する方針と取組み

1. 文化財の保存と活用に関する課題

第4章で設定した将来像「歴史文化の豊かな“みのり”に親しみ 未来を紡ぐまち 東広島」の実現に向け、文化財の保存と活用に関する現状の課題を、方向性ごとに次のとおり整理します。

(1) 方向性1：歴史文化の調査を進め、保護・継承の基礎を築く（調査・研究）の課題

① 文化財の基礎調査が必要

文化財の指定・登録による保護や、市内外への普及、活用につなげるため、継続的に地域の文化財の基礎調査を進めることが必要です。

第2章3節のとおり、本市の基礎調査は、全市的に調査が完了していない分野や、合併前の旧市（西条町・八本松町・志和町・高屋町）と旧町（黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町）の間で精粗のある分野があります。特に、今後保護が必要な近代化遺産や民俗文化財の調査、旧町での社寺建築、社寺什物、民家建築の調査、市史編さん事業においても重要な古文書の調査に取り組む必要があります。

② 埋蔵文化財の調査が必要

埋蔵文化財が無秩序に失われないよう開発との調整が重要であり、継続的に取り組む必要があります。やむを得ず保存が困難な場合には、発掘調査を実施し、記録保存とする必要があります。

また、歴史文化の解明に向け、専門機関と連携し、遺跡の学術調査を進めることも求められます。

③ 市史編さんによる歴史文化の調査・研究が必要

東広島市史の編さんにあたり、既往の調査状況を踏まえ、地域の古文書等の歴史資料の調査を進める必要があります。今後も歴史文化の調査・研究を進めるにあたり、市民からの歴史資料の情報提供の促進や、本市に関する歴史研究の充実を図ることも求められます。

また、昭和時代以前の生活様式が、生活の大幅な変化や当時を知る人々の高齢化によって急速に失われており、その保存や記録が必要です。

(2) 方向性2：市民とともに東広島の文化財を守り、継承する（保存・管理）の課題

① 文化財基礎情報の効率的な管理が必要

文化財を適切に保存・管理し、普及・活用につなげるためには、学術的な調査成果・保存と活用の状況等の基礎情報を適切に管理することが重要であり、一元的に管理して効率化を図る必要

があります。

② 文化財の指定・登録による保護が必要

希少動植物や有形・無形の民俗文化財、近代化遺産や農村建築などについて、過去の文化財基礎調査をもとに調査を進め、個々の文化財の価値を明らかにし、指定・登録を進める必要があります。

③ 市所有文化財等の適切な維持管理が必要

本市が所有する三ツ城^{みつじょう}古墳（史跡）、安芸国分寺跡（史跡）の一部（安芸国分寺歴史公園）、鏡山城跡、西条酒蔵群^{さいじょうさかぐらぐん}賀茂鶴酒造一号蔵（西条本町歴史広場、史跡）、西本6号遺跡（市史跡）、旧木原家住宅（重要文化財）、旧石井家住宅（市重要文化財）などの文化財を普及・活用につなげていくため、今後も継続的に適切な保存・管理を図る必要があります。特に国の指定文化財については、活用に向けた整備を図るため、文化財の保存活用計画の作成が求められます。

④ 埋蔵文化財と遺跡の保護が必要

開発に伴う埋蔵文化財包蔵地の事前協議については、今後も継続的に事業者への周知・指導に取り組むことが必要です。事前協議に適切に対応するため、これまでの埋蔵文化財に関する調査・協議等を蓄積し、常に参照できるよう整理しておく必要があります。

また、市内の遺跡で出土した遺物を収蔵する施設が市内各所に分散しており、今後集約を図り、効率化を図ることが求められます。

⑤ 民俗・歴史資料等の保存・収蔵環境の整備が必要

歴史文化を研究する上で欠かせない古文書などの地域の歴史資料等については、今後所有者の代替り等により失われる可能性があり、その把握と保存が急務であるほか、歴史的に重要な行政文書の保存についても検討する必要があります。

また、歴史資料や民俗資料を収蔵する施設の老朽化・狭小化への対応や、市所有の指定等文化財（古文書、歴史資料、考古資料等）の適切な収蔵機能の整備も求められます。

⑥ 希少動植物の保護が必要

オオサンショウウオ（特別天然記念物）を始めとする貴重な動植物の生息地・生育地においては、開発によりその住処や生息地・生育地が失われる可能性があります。

オオサンショウウオについては近年の豪雨災害や開発等による環境の変化により痩せて弱った個体や、生息地から流され、コンクリート舗装された堰^{せき}を超えられない個体が見られ、その保護が急務です。

⑦ 伝統的・文化的景観の保護が必要

赤瓦・しゃちほこ・白壁・茅葺^{かやぶき}屋根・水田・ため池が織りなす農村景観や、白市の町並み、西条酒蔵通り地区^{のこ}に遺る 20 世紀の伝統産業の代表的な景観など、本市の特徴的な景観の保存が求められ、その価値を市内外の人々に認識してもらい、後世に遺す必要があります。

⑧ 指定等文化財の所有者による維持管理とその支援等が必要

文化財は原則所有者が保存・管理を行います。指定等文化財の維持管理・活用を促進するため、自治体が適宜助言・指導・支援を行う必要があります。

また、企業活動を行う史跡や今後の活用を新たに検討する指定等文化財は、保存活用計画の作成が求められます。

未指定文化財の維持管理・修理・活用に取り組む地域活動については、自治体が助言・指導などの支援をしていくことが求められます。

⑨ 地域の文化財保護の担い手の確保が必要

市内の中山間地域などでは急速に過疎化及び高齢化が進み、文化財保護の担い手が減少しています。特に無形の民俗文化財の継承は大きな課題であり、活動への支援制度の周知や普及により、関係人口の拡大を図る必要があります。

⑩ 文化財の防災・防犯対策の整備が必要

近年、災害や獣害が増加しており、文化財についても対応が求められています。

本市では災害発生時の状況確認や国指定文化財への防災設備に関する助言・支援などを行ってきましたが、今後防災・防犯対策をさらに進めるため、防災・防犯の計画やマニュアルを整備する必要があります。

(3) 方向性 3：歴史文化を知り、歴史文化に親しむ（普及・活用・学習）の課題

① 文化財の見学・学習環境の整備が必要

市内外の人々が指定等文化財を現地で見学し、その概要を学習できるよう、現地の説明板や案内標識の整備を進めるとともに、説明文章の平易化や多言語化に取り組み、広く文化財に親しんでもらえる環境づくりが必要です。

② 歴史文化に関する情報発信が必要

本市の歴史文化が多くの人々に認識され、理解が深まっていくためには、歴史文化に関する情報発信が必要不可欠です。発信する情報に応じて、広報紙や市ホームページ、SNSなどの広報媒体を適切に活用することが求められます。

スマートフォンが普及し、インターネットで気軽に調べられる環境が身近にある現代では、基盤情報として市ホームページにおける個々の文化財や歴史文化に関する情報ページの整備が必要です。

また、観光ボランティアガイド・こどもガイドの育成を支援し、歴史文化の魅力発信に取り組む人材の育成も求められます。

③ 市史編さんによる歴史文化の発信が必要

歴史文化を多くの人に親んでもらうには、興味を持った人が自分自身で学び、理解を深められるよう、市全体の歴史を学ぶことのできる市史が重要ですが、これまで編さんされていません。

市全体の歴史を通観した、手に取りやすい東広島市史通史編及び地域の郷土資料等を収録した東広島市史資料編を編さんし、市内外の人々が市の歴史に触れ、理解を深められる環境の整備を図る必要があります。

④ 展示機能の整備が必要

歴史文化の理解を深める場所として、考古資料・歴史資料・民俗資料の実物やその解説に触れられる展示施設が必要です。今後さらに市内外の人々が考古資料・歴史資料・民俗資料等に触れる機会を創出するため、周辺の関連施設と連携を図る必要があります。

⑤ 文化財の多様な活用が必要

歴史・文化財等を目的とする本市への観光客は約8%に留まっており（令和4（2022）年度）¹、文化財の観光資源としての活用が課題です。

より広く本市の歴史文化や文化財に親んでもらうため、これまでの公開に留まらない、イベントや観光等での多様な活用の検討が必要です。

⑥ 歴史文化に親しむ機会が必要

文化財関連のイベントは参加する年齢層に偏りがあり、より広い世代が地域の歴史文化に触れ、身近に感じられる機会を創出する必要があります。

また、歴史文化を次世代に継承するには、学校教育において児童・生徒が歴史文化に触れる機会や実際に体験する機会の充実が求められます。

¹ 統計でみる東広島 2023 より

(4) 方向性4：文化財を守り、伝えるための体制を整備する（組織・体制）の課題

① 学術専門的な調査・研究体制の整備が必要

地域の文化財を総合的に把握し、取り扱う専門知識・技量を有する学術専門職員は、文化財を守り、次世代へ伝えていくうえで重要な役割を担っており、こうした職員を継続的、安定的に配置し、体制を整備する必要があります。併せて大学等との連携により、広範囲にわたる文化財の調査・研究を適切かつ効率的に進めていく体制を構築することも求められます。

② 庁内外の連携体制の整備が必要

今後地域総がかりで文化財の保存・活用に取り組むためには、行政内の部署・部局の枠を超えて連携し、地域の文化財や歴史文化の調査・研究・保存・活用に取り組む団体（市内の各大学、各郷土史研究会、NPO 法人、観光協会、地域 DMO など）とも、連携を図る必要があります。

2. 文化財の保存と活用に関する方針と取組み

文化財の保存・活用に関する課題を踏まえ、課題の解決に向けた方針と、計画期間内の取組みを設定し、将来像「歴史文化の豊かな”みのり”に親しみ 未来を紡ぐまち 東広島」の実現を目指します。

以下の取組みは、市費、県費、国費（文化財補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金等）、その他民間資金等を活用しながら進めていきます。

地域総がかりで文化財の保存と活用に取り組むため、それぞれの取組主体に期待される役割等については、表 5-1 のとおり整理します。

■表 5-1 文化財の保存と活用の取組主体と役割等

市民・地域
市民
文化財はこれまで所有者と地域に住む人々の力により、受け継がれてきました。行政だけでは文化財の将来にわたる継承は実現できるものではなく、今後も地域に住む人々の参画・協力は欠かせません。地域に住む人々が身近な歴史文化や文化財に関心を持ち、文化財に関する取組みに参加することなどを通して触れ、親しみ、積極的に保存・活用に関わることが期待されます。
児童・生徒
次世代の文化財の継承を担う重要な役割があります。学校や地域などで文化財や歴史文化に触れ、親しみ、将来は文化財の保存・活用に積極的に関わることが期待されます。

各住民自治協議会 各自治会

本市では各地域で、住民自治協議会による文化財説明板の整備や歴史文化に関する刊行物、関連するイベント等が行われ、文化財を活用した地域おこし・まちづくりが行われ、地域の誇りや郷土愛の醸成に寄与しています。今後も文化財を地域資源として積極的に活用し、行政や関係機関・団体など様々な主体と連携し、特に地域おこしにおいて文化財の保存・活用に取り組むことが期待されます。

文化財の所有者**文化財を所有する個人 神社 寺院 保存会・自治会等の団体**

文化財保護法第3条第2項により、文化財の所有者は文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めることが規定されています。文化財の保存は所有者に大きな負担がかかりますが、行政や関係機関・団体と連携を図り、また可能な範囲での公開や活用により市民の参画を促すなど、将来に向けた保存への取組みが期待されます。

団体（歴史文化に関する自主的な取組みを行う団体）**郷土史研究会 自然研究会 ボランティアガイドの会など**

本市では旧市（西条町、八本松町、志和町、高屋町）・旧町（黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町）の郷土史研究会を始めとする様々な民間団体が、文化財・歴史文化に関する調査・研究、保護、刊行物の刊行やイベント等による普及の取組みを自主的に行っています。市民の文化財の保存・活用を促す上でも重要な役割を担っており、今後も地域に根差した積極的な調査・研究・保護・普及の取組みを行うことが期待されます。

企業等**観光協会 地域 DMO²など**

文化財を市内外の人々に認識してもらい、文化財の保存・活用の裾野を広げるには観光資源としての活用も重要です。文化財を活用したイベントの開催や積極的な情報発信等により、文化財の存在と価値に対する認知度を高めることが期待されます。

² 観光地域づくり法人（Destination Management / Marketing Organizatio の略）。観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人と定義される（観光庁ホームページを参照）。

NPO 法人

本市では近年、地域の文化財の保存・活用に積極的に取り組む NPO 法人が設立され、文化財の調査やイベントの開催、保護の担い手の育成に向けた普及活動などに取り組んでいます。市民の文化財の保存・活用を促す上で重要な役割を担っており、今後も積極的な取組みが期待されます。

民間企業

文化財を活用した地域の活性化を図るうえで重要な役割をもちます。開発に当たって適切な協議・手続きを経ることで文化財の保護につなげるとともに、観光資源としての文化財の活用を含むビジネスとしての活用など、民間企業ならではの文化財に関する取組みが期待されます。

教育・研究

小学校、中学校、高等学校

将来の文化財の保護の担い手である児童・生徒が、地域の歴史文化や文化財を学ぶ場として特に重要です。行政や関係機関・団体と連携しながら、学校教育において地域の歴史文化や文化財を取り上げ、児童・生徒が文化財に触れ、親しむ場を創出することが期待されます。

大学等の専門機関

文化財を把握し、適切な保存と活用を図るには専門的見地が必要不可欠です。行政や関係機関・団体と連携し、文化財の調査・研究、文化財の適切な保存に向けた所有者や民間の開発等に対する指導・助言、学校教育と連携した普及活動、文化財を活かしたまちづくりに関する研究・提言などを行うことが期待されます。また、地域での文化財の取組みについても、専門的見地からの支援・指導を行うことが期待されます。

行政

東広島市

市内の文化財について、保護に向けた調査・研究、状況把握、所有者への指導・助言・支援を行うとともに、市内外の人々が文化財に関わるきっかけとなるよう、関係機関・団体と連携した文化財の普及・活用に取り組めます。また、地域での文化財の活用について指導・助言などの支援を行い、文化財を活用したまちづくりを推進します。

広島県、文化庁、関係行政機関など

市内の文化財が適切に保存されるよう指導・助言を行うとともに、必要な指定・登録文化財への支援を行う役割を担います。また、今後文化財の調査・研究・保護・普及に向けて、周辺自治体と適宜連携を図ることも求められます。

■表 5-2 取組みの表の凡例

取組主体		取組期間	
◎	取組みの実施の主体		重点的に取組みを実施する期間 取組みへの着手として重点化する期間
○	取組みに協力・支援する		取組みを実施する期間
□	取組みに参加する		取組みを検討する期間

※既出の取組みを別の方向性・方針で再掲する場合や、関連する取組みについては、既出の取組みの No. を併記する。

(1) 方向性1：歴史文化の調査を進め、保護・継承の基礎を築く（調査・研究）の方針と取組み

① 方針1：文化財の基礎調査の継続

第2章3節での整理を踏まえ、合併前の旧町（黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町）での社寺建築・社寺什物・民家建築等の基礎調査や、市内の近代化遺産や民俗文化財の基礎調査、市史編さん事業と連携した古文書の基礎調査を実施し、地域の文化財の把握に取り組みます。調査後は調査報告書を刊行し、調査成果の市民への公開・普及に努めます。

■表 5-3 方向性1の方針1に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地 市 域 民	所 有 者	団 体	企 業 等	研 教 育	行 政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
1-1	社寺建築・社寺什物・民家建築等の基礎調査	○	○	○		◎	◎			
	合併前の旧町での社寺建築・社寺什物・民家建築等の基礎調査を実施し、調査報告書を刊行する。									
1-2	近代化遺産・民俗文化財・古文書等の基礎調査	○	○	○		◎	◎			
	近代化遺産や有形・無形の民俗文化財等、今後保護が求められる分野の基礎調査を実施し、調査報告書を刊行する。また、市史編さん事業と連携した古文書の基礎調査を実施する。									
1-3	過去の文化財基礎調査成果の整理	○	○	○		◎	◎			
	過去の基礎調査の成果を確認・整理するとともに、必要に応じて再調査や報告書の刊行に取り組む。									

	開発・災害に伴う天然記念物 (動植物) 調査	◎		○	◎	◎	◎			
1-4	豪雨災害等により被害を受けている可能性のある天然記念物の生息地・生育地に対し、保全に必要な策を講じるため、大学・地域住民・NPO 法人等が連携し、調査を継続するとともに、必要に応じて被災箇所等で新たに調査を実施する。									
	未指定文化財リストの更新	◎	○	○		◎	◎			
1-5	継続的に未指定文化財の情報収集を行い、基礎調査の成果とともに未指定文化財リストを更新する。									

② 方針 2：埋蔵文化財調査の継続

周知の埋蔵文化財包蔵地での開発にあたって必要な試掘・発掘調査に取り組むとともに、これまでの調査成果を整理し、継続的に調査報告書を刊行します。また、遺跡の学術調査及び保存活用を目的とした発掘調査の実施を検討し、専門機関を中心に連携を図ります。

■表 5-4 方向性 1 の方針 2 に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地 域 市 民	所 有 者	団 体	企 業 等	研 究 教 育	行 政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
	開発に伴う発掘調査の継続		○		◎	○	◎			
1-6	開発にあたって必要な試掘・発掘調査を引き続き行い、適切な埋蔵文化財の調査と保存に取り組む。									
	遺跡の学術調査等の推進		○		○	◎	◎			
1-7	土地所有者・事業者の協力を得て、学術調査及び保存活用を目的とした発掘調査（特に重要遺跡）の実施について、専門機関と連携しながら推進を図る。									
	発掘調査報告書の刊行				◎	◎	◎			
1-8	発掘調査成果の整理を行い、継続的に調査報告書として刊行する。									

③ 方針 3：市史編さんによる歴史文化の調査・研究の深化

市史編さん事業の開始に伴い、地域の歴史資料調査や昭和時代以前の生活様式等に関する聞き取り調査に取り組みます。

また、調査成果の公開や市史資料編の刊行等により、地域の歴史研究の充実を図ります。

■表 5-5 方向性1の方針3に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
1-9	歴史資料把握・詳細調査	○	○	◎	○	◎	◎			
	市史編さんを契機に各町の郷土史研究会と連携して、古文書等の歴史資料の把握調査や詳細調査を推進する。									
1-10	市民への歴史資料の収集・提供への協力要請	○	○	◎	○	○	◎			
	市史編さんだより等の広報紙やイベント等の機会を活用し、市民への歴史資料の収集・提供への協力を求める。									
1-11	東広島市史編さんに係る聞き取り調査	○	○	◎		○	◎			
	各郷土史研究会や住民自治協議会と連携して当時を知る人々に聞き取り調査を行う。									
1-12	市内の歴史研究テーマの拡充	◎	◎	◎	○	◎	◎			
	歴史資料の調査を通じた市内の郷土資料の掘り起こしにより、歴史研究テーマの充実を図る。									
1-13	東広島市史資料編の編さん・刊行	○	○	○	○	◎	◎			
	地域研究の基礎となる東広島市史資料編の編さん・刊行に取り組む。									
1-14	東広島市史研究の発刊	◎	◎	◎	○	◎	◎			
	市史研究の発刊による歴史研究の発表の場の創出を検討し、市史編さん事業により蓄積された歴史資料を活用した研究を促進する。									

(2) 方向性2：市民とともに東広島の文化財を守り、継承する（保存・管理）の方針と取組み

① 方針1：文化財の基礎情報の整理

指定等文化財の管理に用いる台帳の様式を統一するとともに、文化財の所有者との情報交換に努め、台帳を更新し、本市の指定等文化財の適切な管理に努めます。

また、文化財基礎情報のデジタル化による管理の効率化に向け、各指定等文化財の基礎情報の集約・整理に取り組めます。

■表 5-6 方向性 2 の方針 1 に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地市民 域	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-1	文化財台帳の再整備		○				◎			
	文化財台帳を市の統一様式で再整備し、情報を整理するとともに一元的に管理する。									
2-2	文化財基礎情報のデジタル化	○	○	○	○	○	◎			
	各指定等文化財の基礎情報をデジタル化し、管理の効率化と市民への公開情報の整備を図るため、文化財の概要・学術的な調査成果・保存と活用の状況等の基礎情報の整理・集約に取り組む。									

② 方針 2：文化財の指定・登録の継続

文化財基礎調査・指定調査の成果や指定状況を踏まえ、必要に応じて優先順位を考慮した指定・登録に取り組めます。

■表 5-7 方向性 2 の方針 2 に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地市民 域	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-3	文化財の指定・登録の継続	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	基礎調査及び指定調査の成果を踏まえ、学術的価値が明らかになった文化財の指定・登録業務に継続して取り組む。特に希少動植物や有形・無形の民俗文化財などの分野については、調査成果と優先順位を考慮して取り組む。									
2-4	文化財保護審議会の開催					○	◎			
	本市における文化財の保存と活用に関する諮問機関である東広島市文化財保護審議会を定期的に開催し、文化財の指定や保存・活用についての報告や諮問を行う。									

③ 方針 3：市所有文化財等の適切な維持管理

本市が所有・管理する文化財について、定期的な状況確認・維持管理に取り組み、計画的な修理を行います。併せて各文化財の保存活用計画の作成を検討し、今後の保存と両立した活用につなげます。

■表 5-8 方向性2の方針3に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-5	市所有文化財（建造物）の修理					○	◎			
	市が管理する重要文化財（建造物）の定期的な状況確認と維持管理、計画的な修理を行う。									
2-6	市所有文化財（建造物）保存活用計画の作成					○	◎			
	市所有文化財（建造物）について、各文化財に適した保存活用計画の作成を検討し、計画に基づく保存・活用を図る。									
2-7	市所有文化財（史跡）保存活用計画の作成					○	◎			
	災害復旧が必要な史跡から優先して保存活用計画の作成に着手し、適切な保存・活用を図る。									
2-8	市所有文化財（史跡）の環境整備			○			◎			
	市が管理する史跡の環境整備を行う。									

④ 方針4：埋蔵文化財と遺跡の保護の推進

周知の埋蔵文化財の適切な保護・保存を図るため、埋蔵文化財包蔵地の開発に関する事前協議を引き続き推進し、保存状況等の情報を蓄積しながら事業者・土地所有者との調整に取り組みます。

市内の各地に分散している出土遺物の収蔵庫について、集約化により収蔵環境の改善と効率化を図ります。

■表 5-9 方向性2の方針4に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-9	埋蔵文化財包蔵地協議の周知		◎		◎	◎	◎			
	埋蔵文化財包蔵地での開発に関する事前協議を行うよう、継続して事業者に周知を図る。									

2-10	遺跡地図（GIS）の整備・更新						◎			
	埋蔵文化財の分布調査・包蔵地の協議・試掘・確認調査の結果を GIS の遺跡地図に反映させ、情報を蓄積する。									
2-11	出土遺物の保存処理及び長期計画の作成						○	◎		
	必要な保存処理と整理を引き続き行うとともに、出土遺物の保存処理の現状把握を行い、それをもとに保存処理の長期計画の作成に取り組む。									
2-12	（仮称）新文化財センターにおける埋蔵文化財収蔵庫整備							◎		
	（仮称）新文化財センターにおいて、埋蔵文化財収蔵庫の整備に取り組む。									

⑤ 方針 5：民俗・歴史資料等の適切な収蔵管理

地域の貴重な民俗・歴史資料を適切に保存・管理するため、民俗資料の調査・収集及び収蔵施設の集約に取り組みます。

また、重要な行政資料を歴史研究に活用するとともに、後世に遺すため、歴史的公文書の保存基準の検討及びデジタルアーカイブ化に取り組みます。

■表 5-10 方向性 2 の方針 5 に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-13	民俗資料に関する調査の実施	◎	○	◎	○	◎	◎			
	地域や専門家と連携し、職員の資質向上を図りつつ、民具の使い方や価値について調査を行う。									
2-14	民俗資料の寄贈受付	◎	◎	○	○	○	◎			
	市ホームページ等で民俗資料の収集に関する情報発信を行うとともに、市民からの情報提供や所有者からの寄贈希望に応じ、民俗資料の収集を継続的に行う。									
2-15	民俗資料収蔵施設の小修理及び集約化							◎		
	収蔵施設の定期的な状況確認と小修理を行うとともに、（仮称）新文化財センターを整備することで施設の集約を図る。									

2-16	歴史資料散逸対策	○	○	◎	○	◎	◎			
	郷土史研究会・住民自治協議会との連携や市史編さんだより・広報紙・市ホームページ等を活用して地域の歴史資料の情報収集を図り、歴史資料が散逸する前に資料調査、記録保存、寄贈・寄託による保存に取り組む。									
2-17	歴史資料のデジタル保存		○			○	◎			
	市史編さん事業において収集した資料のデジタル保存を進める。									
2-18	文化財特別収蔵庫整備					○	◎			
	市内の収蔵施設において、文化庁の指針等も参考にした温湿度管理が可能な特別収蔵庫の整備を今後検討する。									
2-19	歴史的公文書保存制度の導入						◎			
	歴史的公文書の分類・選別・保存の基準を作成し、制度化することを検討する。									
2-20	重要公文書のデジタル保存						◎			
	歴史的公文書等の重要公文書について、デジタル保存に取り組む。									
2-21	デジタルアーカイブシステムへの郷土資料の保存	○	○	○	○	○	◎			
	デジタルアーカイブシステムを用いて地域の郷土資料の保存・公開を図る。									
2-22	市史刊行後の歴史資料の収集・保管等の実施	○	○	○			◎	◎		
	市史刊行後も市内の歴史資料・庁内の歴史的公文書を継続的に収集・整理・保管するとともに、市史編さんの成果の展示公開を図る。									

⑥ 方針6：希少動植物の保護の推進

希少動植物の保護のため、生息地・生育地における開発について、事業者・土地所有者との調整を行い、必要な措置そちに取り組めます。

本市はオオサンショウウオ（特別天然記念物）の貴重な生息地であるとともに繁殖地であり、その保護を推進するため、生息調査やオオサンショウウオの宿での一時保護などに、継続的に取り組めます。

■表 5-11 方向性 2 の方針 6 に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地 域 市 民	所 有 者	団 体	企 業 等	研 究 教 育	行 政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-23	希少動植物生息地・生育地の 事前確認及び周知	○	○		◎	◎	◎			
	開発に伴う埋蔵文化財の包蔵地確認の際に希少動植物の生息地・生育地を確認するとともに、生息地・生育地及び現状変更許可手続き等について周知を図る。									
2-24	オオサンショウウオの宿の運営と 保護事業	◎		○	◎	◎	◎			
	痩せて弱ったオオサンショウウオの個体やケガをした個体等を保護し、回復させてから放流するための施設として、オオサンショウウオの宿を住民自治協議会等に委託して運営し、広島大学総合博物館・NPO 法人との連携のもと、その保護に取り組む。									
2-25 1-4	豪雨後のオオサンショウウオ分布 調査と保護事業	◎		○	◎	◎	◎			
	大学等の専門機関や市民団体・NPO 法人・地域と連携してオオサンショウウオの分布調査を継続して実施し、併せて市民に情報提供を求め、引き続きオオサンショウウオの把握に努める。下流に流されたオオサンショウウオをオオサンショウウオの宿で保護し、上流への放流を行う。									
2-26	オオサンショウウオ保護の担い手 の確保	◎		○	◎	◎	○			
	広島大学や NPO 法人による市内外での普及活動や住民自治協議会と連携し、保護の担い手の確保・育成に努める。									

⑦ 方針 7：東広島らしい伝統的・文化的景観の保護の推進

赤瓦・しゃちほこ・白壁・茅葺^{かやぶき}屋根・水田・ため池が織りなす、東広島らしい伝統的・文化的景観を保護するため、保護の方法の検討と価値の発信に取り組めます。

■表 5-12 方向性 2 の方針 7 に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地 域 市 民	所 有 者	団 体	企 業 等	研 究 教 育	行 政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-27	伝統的・文化的景観に関する価値の 発信	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	広報媒体を活用し、本市の特徴的な伝統的・文化的景観の価値の発信・普及に取り組む。									

2-28	伝統的建造物群の保護の推進	○	◎	○	◎	◎	◎			
	西条酒蔵通り地区における伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を目指す。									
2-29	東広島市景観形成事業補助金の交付		◎				◎			
	酒蔵地区における登録文化財や歴史的建造物等の修理・修景について、補助金により支援を行う。									
2-30	東広島市白市地区景観形成要綱に基づく保護	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	東広島市白市地区景観形成要綱に基づき、白市らしい町並みの景観誘導に努める。									
2-31	地域の有志団体や住民自治協議会との連携	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	白市景観形成委員会や白市町家保存会等の、町並み・町家の保存や活用に取り組む団体と連携し、併せて住民自治協議会との連携を図る。									
2-32	農村集落の文化的景観の記録保存の検討	○	○				◎	◎		
	安全面や土地利用の面でやむを得ずため池が廃止される際の記録保存の手法を検討する。									

⑧ 方針8：指定等文化財の所有者による維持管理への支援

指定等文化財の適切な維持管理・修理を行うため、文化財の所有者への指導・助言・支援に取り組めます。また、登録文化財への支援の仕組みを検討するとともに、未指定文化財の維持・管理・活用についても助言・指導などを行い、その保存・活用の促進につなげます。

企業活動を行う史跡や今後の活用を新たに検討する指定等文化財について、保存と両立した活用の円滑化のため、保存活用計画の作成の推奨と支援を行います。

■表 5-13 方向性2の方針8に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-33	文化財環境整備の推進		◎				◎			
	所有者との連携のもと、文化財の環境整備の推進を図る。									

2-34	文化財保存修理事業		◎			◎	◎			
	東広島市補助金等交付規則及び東広島市文化財保護事業費補助金交付基準に基づき、文化財の所有者の修理事業に補助金を交付し、併せて修理方法等の指導・助言を行い、支援を継続する。									
2-35	登録文化財への支援の検討		◎			○	◎			
	他自治体の事例を収集し、指定文化財への支援制度との棲み分けを考慮しながら、登録文化財への支援について検討する。									
2-36	未指定文化財の維持・修理・活用の推奨	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	東広島市文化財保存活用地域計画に基づき、未指定文化財の地域活動での維持管理・修理・活用を推奨し、適宜指導助言などの支援を行う。									
2-37	文化財の専門的支援の検討	○	○	○	◎	◎	◎			
	文化財の修理・保存・補助制度について専門家に相談できる仕組みを検討するとともに、有形文化財（建造物）等の維持管理と生活を両立できる改修・修理を支援する仕組みの構築を検討する。									
2-38	国指定文化財保存活用計画の作成		◎			○	◎			
	法人が活動を行う文化財において、保存と両立した活用を図るため、保存活用計画の作成に取り組む。									
2-39	県・市指定文化財保存活用計画の作成		◎			○	◎			
	文化財の所有者が今後新たに活用を検討する県・市指定文化財について、保存活用計画の作成を推奨するとともに、作成への助言・支援を行う。									

⑨ 方針 9：地域の文化財の継承と担い手の育成

無形の民俗文化財を継承する取組みについて、各機関・団体の補助事業等を活用した支援に取り組めます。また、地域や学校等との連携により、歴史文化に触れる機会を創出し、地域の文化財保護の担い手の育成につなげます。

■表 5-14 方向性 2 の方針 9 に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-40	無形の民俗文化財への支援事業の周知と活用	○	◎	○	○	○	◎			
	国・県・公益財団法人等による無形の民俗文化財を対象とする支援事業について、実施団体への周知と活用を図る。									

2-41	無形の民俗文化財への市民参加	◎	◎	◎	◎	○	○			
	無形の民俗文化財に関する情報提供を行い、市民参加を促し、裾野の拡大を図る。									
2-42	小中学校での歴史文化に触れる 機会の創出	◎	◎	○	◎	◎	◎			
	市内の小中学校の授業において、出土遺物を用いた出前授業や資料館での解説を行うどこでも博物館を継続し、実際に出土遺物等に触れて体験してもらうことにより、児童・生徒の歴史文化への関心を喚起する。また、地域学習の一環として地域の無形の民俗文化財の活用の検討や、社会科の副読本等で本市の歴史文化や指定等文化財を取り上げるなど、児童・生徒が歴史文化に触れ、学ぶ機会を創出する。									
2-43	文化財保存活用支援団体制度 ³ の 活用	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	地域で文化財の保存・活用・普及に取り組む民間団体等を指定する文化財保存活用支援団体制度の活用により、市民団体や NPO 法人等と連携した文化財の保存・活用・普及活動につながる、文化財保護の担い手の育成を図る。									

⑩ 方針 10：文化財の防災・防犯対策の整備

各指定等文化財の被災リスクを整理し、災害発生時の適切な対応につなげるとともに、文化庁の「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」・「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」や他自治体の事例を参照・活用し、指定等文化財の防災・防犯対策の整備を図ります。

■表 5-15 方向性 2 の方針 10 に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地市民 域	所有者	団体	企業等	研教育 究	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-44	指定等文化財被災リスクの整理・ 対応		◎			◎	◎			
	災害種別の指定等文化財の被災リスクを整理し、災害発生時にはリスク毎に優先的な状況確認等の対応を行い、適切な被害状況の把握と対応に努める。									
2-45	国指定文化財防火設備の立入検査		◎				◎			
	消防消第 263 号及び消防予第 273 号通知「世界遺産・国宝等における防火対策 5 か年計画等について」を踏まえ、対象の重要文化財に対して東広島消防署及び各分署による立入検査を引き続き実施する。									

³ 地域の文化財の調査・保存・活用に取り組む民間団体・企業等と行政がパートナーシップを結び、連携して地域の文化財を魅力や地域ブランドを高め、文化財を次世代へ繋ぐための取組みを進める制度

	指定等文化財の防災・防犯計画の作成	○	◎	○	○	○	◎			
2-46	他自治体等の事例収集を行い、文化庁の防火対策ガイドライン・広島県文化財防災マニュアル・東広島市地域防災計画に基づいた指定等文化財の防災・防犯計画、対応マニュアルの作成により、文化財の防災・防犯体制の整備を図る。									
	文化財防火デー防火訓練等の実施	◎	◎			○	◎			
2-47	文化財防火デー防火訓練を毎年巡回して行う。									
	文化財防災・防犯研修の実施	○	◎			○	◎			
2-48	必要に応じて文化財の所有者に対し、広島県警や消防局の協力のもと、防災・防犯研修を行う。									
	被災資料レスキュー体制の整備		◎			○	◎			
2-49	広島県立文書館、広島県市町公文書等保存活用連絡協議会との連携や研修への参加等を通して、市の被災資料レスキューに関するマニュアル等の整備を検討する。									

(3) 方向性3：歴史文化を知り、歴史文化に親しむ（普及・活用・学習）の方針と取組み

① 方針1：文化財の見学・学習環境の整備

文化財に興味・関心を持った人が実際に現地で指定等文化財に触れ、理解を深められるよう現地の案内標識・説明板の整備や広報資料等の作成に取り組むとともに、解説の内容の平易化や多言語化に取り組めます。

■表 5-16 方向性3の方針1に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業 等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
	指定等文化財マップ等の作成	○	○	◎	○	○	◎			
3-1	各町の指定等文化財をマッピング・解説したリーフレットの作成に継続して取り組む。また、市ホームページの個別の解説記事にも同様の情報を掲載する。									
	指定等文化財案内標識設置の継続	○	○				◎			
3-2	指定等文化財の案内標識の設置を継続して行う。									

3-3	指定等文化財案内標識・説明板の更新	○	○				◎			
	旧町時代に設置した指定等文化財の案内標識・説明板について、更新の際、設置箇所の状況に応じて現在の市の説明板様式に統一する。									
3-4	指定等文化財説明板の平易化・多言語化		○	○		○	◎			
	外国人・日本人双方に分かりやすい平易な説明文による解説の作成と、より詳細な解説を求める人を対象に市ホームページ・リーフレットとの使い分けを図る。また、説明板に文化財に関する市ホームページの二次元コードを掲載し、市ホームページ・翻訳システムを活用した多言語化を図る。									

② 方針2：歴史文化に関する情報発信の強化

歴史文化の普及を進めるため、SNS・市民ポータルサイト・市広報紙・市ホームページ等、各広報媒体の特性を踏まえて活用し、情報発信を強化します。基盤情報として、市ホームページ上の指定等文化財や歴史文化を解説するページの整備に取り組みます。

また、観光ボランティアガイド・こどもガイドの育成を支援し、歴史文化の魅力発信に取り組む人材の育成に関係団体と連携して取り組みます。

■表 5-17 方向性3の方針2に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-5	広報媒体を活用した情報発信	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	文化財関連の情報発信について、市ホームページやSNS、市民ポータルサイト等の広報媒体の特性を活かした情報発信に取り組む。									
3-6 2-27	伝統的・文化的景観に関する価値の発信	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	広報媒体を活用し、本市の特徴的な伝統的・文化的景観の価値の発信・普及に取り組む。									
3-7	市ホームページ（文化財の個別解説）の整備		○			○	◎			
	市内の文化財の認知度を高めるため、市ホームページを活用し、指定等文化財の個別解説ページの充実を図る。									

3-8	歴史文化の特性とストーリーの発信		○	○	○	○	◎			
	歴史文化の特性とストーリーを解説するページを市ホームページ上に作成し、公開する。									
3-9	地域的まとまりを考慮した情報発信と普及		◎	◎	◎		◎			
	市内各エリアの歴史文化の特性を踏まえた情報発信・普及に努める。									
3-10	発掘調査報告書のデジタル公開					○	◎			
	発掘調査報告書の権利関係を整理し、デジタル化して可能なものから市ホームページや奈良文化財研究所の「全国文化財総覧」での積極的な公開を図る。									
3-11	市内の文化財を網羅した広報資料等の作成	○	○	○	○	○	◎			
	児童・生徒が学校や家庭で文化財について調べられる広報資料等を作成する。									
3-12	歴史文化に関する刊行物の作成支援	◎	◎	◎	◎	○	○			
	地域住民等が歴史文化に関する刊行物を作成する際、情報提供等の面で支援を行う。									
3-13	指定等文化財リーフレットの多言語化			○	○	◎	◎			
	指定等文化財リーフレットの内容を可能な限り平易化し、外部人材による多言語化及びWEB上での公開について、国指定文化財から着手する。									
3-14	歴史文化に関するレファレンスの蓄積				○	○	◎			
	歴史文化に関するレファレンス情報の蓄積に継続して取り組む。									
3-15	歴史文化を発信するガイドの育成	○	○	◎	◎	○	○			
	観光ボランティアや子どもガイドの研修会に講師の派遣・資料提供等で協力し、市内の歴史文化の魅力発信に取り組む人材の育成に、連携して取り組む。									

③ 方針3：市史編さんによる発信と普及

市民に親しまれる市史の編さん・刊行を進め、市としての一体感の醸成を図るとともに、市民の歴史学習に資するよう取り組みます。

■表 5-18 方向性3の方針3に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-16	東広島市史編さん事業	○	○	◎	○	◎	◎			
	東広島市史編さん方針のもと、市民に親しまれる市史通史編の編さん・刊行を進め、市としての一体感の醸成を図る。また、市史編さん事業で収集した歴史資料を資料編として刊行・公開し、本市の歴史の学術研究及び市民の歴史学習に資する。									
3-17	電子図書館への郷土資料の搭載	◎	○	○	○	○	◎			
	東広島市立図書館の電子図書館に公開可能な郷土資料を搭載し、市民に公開する。									
3-18	市史のデジタル公開		○	○		○	◎			
	市史の刊行形態について、従来の紙媒体だけでなく、デジタル公開を図る。									

④ 方針4：展示機能の整備

民俗資料・出土文化財等について、引き続き展示・公開に取り組むとともに、中山間地域における関係機関・施設との連携により、市内外の人々が考古資料・歴史資料・民俗資料等に触れる機会を創出します。

■表 5-19 方向性3の方針4に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-19	中山間地域における関係機関・施設との連携	□		○	○	◎	◎			
	中山間地域における既存博物館等や中学校・高等学校、広島大学と連携し、展示機能の充実を図る。									
3-20	重要文化財等特別展示室整備						◎			
	重要文化財の複製品を作成・展示することで、市民の鑑賞機会を創出するとともに、市内の展示施設における温湿度管理が可能な特別展示室の整備を今後検討する。									

3-21	民俗資料展示の更新	○		○		○	◎			
	寄贈を受けた民俗資料や収蔵資料について、展示への活用に取り組む。									
3-22	収蔵資料のデジタル公開					○	◎			
	より柔軟な収蔵資料の公開に向けて、収蔵資料のデジタル公開を図る。									
3-23	博物館施設の設置及び施設移転の検討						◎			
	本市の伝統産業・自然・文化等の歴史が分かるガイダンス施設として、バリアフリーに対応した郷土博物館の整備を検討する。また、展示環境の改善を図るため、必要に応じて資料館の移転を検討する。									
3-24	広報媒体を活用した展示情報等の発信				○		◎			
	市ホームページ・SNS・市民ポータルサイト等の広報媒体を活用した展示情報等の発信により、認知度の向上を図る。									

⑤ 方針5：文化財の観光資源としての活用

これまでの歴史文化・文化財に関する調査成果をもとに、観光部局や関係機関と連携し、関連文化財群も踏まえ、文化財の観光資源としての活用を図ります。

市が所有する文化財について、公開活用に加えてユニークベニューによる活用の推進を図るとともに、民間による活用を実施可能な仕組みの整備を図ります。また、文化財の所有者による文化財の活用については、指導・助言等の支援に適宜取り組み、活用の推進を図ります。

■表 5-20 方向性3の方針5に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-25	文化財の観光資源としての活用の推進	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	関連文化財群や各エリアの歴史文化の特性等をもとに、観光部局や観光協会、地域 DMO 等と連携した観光資源としての活用を推進する。									
3-26	市所有文化財でのユニークベニューの推進	◎		◎	◎	◎	◎			
	市所有文化財の公開による活用を継続しつつ、観光部局や観光協会、地域 DMO 等と連携してユニークベニュー等での活用の推進に取り組む。									

	指定等文化財の活用の促進	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
3-27	指定等文化財の活用の際して、文化財の保存と両立できるよう適宜指導・助言を行い、活用の促進を図る。									

⑥ 方針6：歴史文化に親しむ機会の創出

文化財や埋蔵文化財について、現地で見学できる機会や展示・講座等で学べる機会、学校教育で歴史文化に触れ、学ぶ機会等を創出し、市内外の人々への普及と裾野の拡大を図ります。

■表 5-21 方向性3の方針6に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-28	出土文化財報告会等のオンライン配信	□				○	◎			
	動画配信サイト等を活用したオンライン配信を適宜行う。									
3-29	発掘調査に係る現地説明会・出土文化財報告会の実施	□				○	◎			
	発掘調査の実施にあたり現地説明会や、発掘調査後に出土文化財報告会を実施し、調査成果の普及に努める。									
3-30	出土文化財の常設展示及び企画展の開催	□	○	○	○	○	◎			
	出土文化財の常設展示を行うとともに、定期的に企画展を開催し、市内外の人々が本市の出土文化財に触れる機会を創出する。									
3-31	オオサンショウウオの宿の公開	□				○	◎			
	オオサンショウウオの宿に展示設備を整備するとともに、自治協議会等に委託して公開し、見学者を受け入れる。									
3-32	市所有文化財（建造物）の公開	□		◎	○	○	◎			
	市が所有する旧木原家住宅・旧石井家住宅を引き続き公開し、市内外の人々が貴重な文化財建造物に触れる機会を創出する。									

	市所有文化財（史跡）の復元・公開	<input type="checkbox"/>		<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
3-33	市が所有する史跡（三ツ城古墳・安芸国分寺歴史公園・西条本町歴史広場等）について、復元整備された遺跡・遺構・展示施設を引き続き維持管理し、公開することで、史跡の意義や古い時代の姿を知る機会を創出する。また、未整備の史跡については、保存活用計画の作成や整備手法の検討を進め、適切に維持管理及び公開を促進する。									
	歴史文化関連講義・講座・イベントへの支援	<input checked="" type="radio"/>								
3-34	地域で行われる歴史文化関連講座・講義・イベントに対し、資料提供や講師派遣等で支援・協力し、要件を満たすイベントについては申請に応じて後援を行う。									
	学校教材への地域の歴史文化の掲載					<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
3-35 2-42	社会科の副読本等に市内の指定文化財等の歴史文化に関する内容を取り入れる。									
	一校一和文化の継続・継承	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
3-36 2-42	市立小中学校で実施している一校一和文化を継続し、児童・生徒の郷土に対する愛情や誇りを育む。									
	どこでも博物館の開催	<input type="checkbox"/>				<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
3-37 2-42	市内の小中学校で歴史文化に関する出前授業を行うどこでも博物館を継続して開催し、実際に出土品等に触れて体験してもらうことにより、歴史文化への関心を喚起する。									
	親と子の体験歴史村の開催	<input type="checkbox"/>				<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
3-38 2-42	火おこし体験・勾玉づくり・実際に出土品に触れる体験を通して埋蔵文化財の魅力に触れてもらう「親と子の体験歴史村」について、広島大学総合博物館と連携し開催を継続する。									

(4) 方向性4：文化財を守り、伝えるための体制を整備する（組織・体制）の方針と取組み

① 方針1：学術専門職員の確保と調査・研究体制の確立

公益財団法人東広島市教育文化振興事業団・周辺大学・関係機関と連携しながら、文化財や歴史文化の調査・研究・保護に不可欠な専門人材の確保と、調査・研究体制の整備に取り組みます。

■表 5-22 方向性4 の方針1 に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
4-1	歴史・埋蔵文化財学術専門職員の確保				◎	○	◎			
	公益財団法人東広島市教育文化振興事業団と連携し、ベテラン・中堅・新人のバランスを考慮した定期的な歴史・埋蔵文化財の学術専門職員の確保を図る。									
4-2	専門機関との連携					◎	◎			
	大学等の専門機関と連携し、歴史文化や文化財に関する調査・研究体制の確立を図る。									

② 方針2：庁内外の連携の推進

庁内外の関係部局・機関・団体等との連携を深め、地域総がかりで文化財の保存と活用に取り組みます。

■表 5-23 方向性4 の方針2 に関する取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
4-3	文化財の保存と活用に向けた庁内外の連絡体制の充実	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	庁内外の関係部局・機関・団体等との連携を図るため、定期的な意見交換、協議の場を設ける。									
4-4	文化財の保存・活用に向けた他自治体等との連携関係構築		○	○	○	○	◎			
	広島県歴史民俗資料館等連絡協議会や全国史跡整備市町村協議会等の機会を活用し、定期的な他自治体や関係機関との意見交換を図る。									
4-5 2-43	文化財保存活用支援団体制度の活用	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	地域で文化財の保存・活用・普及に取り組む民間団体等を指定する文化財保存活用支援団体の制度の活用により、文化財の保存・活用の機運の向上と、関係機関・団体との連携を図る。									
4-6	東広島市文化財保存活用地域計画の広報・普及	○	○	○	○	○	◎			
	東広島市文化財保存活用地域計画の概要版を作成し公開する。また、講座での周知や関連シンポジウムの開催等を検討する。									

3. 関連文化財群

本市に所在する文化財は、市域の中に単独で存在してきたのではなく、様々なものと互いに関わりながら歴史を刻んできました。このような歴史的・地理的・社会的な関連性に基づき、地域の文化財を指定・未指定問わず群（まとまり）として捉える考え方を関連文化財群と言います。

文化財を群として捉え、調査・研究・保存・普及・活用などの取組みを推進することで、相互に結び付いた文化財の新たな価値と魅力を発見することができ、地域の人々の文化財への理解や関心を深めることにつながります。また、市内外へ文化財の魅力を発信し、まちづくりや地域活性化のための地域資源として活用していくことも期待されます。

本計画では、本市の歴史文化の特性の大テーマ（第3章2節）から派生する7つのストーリーをもとに、活用可能な文化財を含み、地域住民の活動と接点があり、ストーリーによって相互に文化財が関連付けられた7つの関連文化財群を設定します。そして、各関連文化財群の課題を整理し、課題を踏まえた方針・取組みを設定して実施することで、構成文化財の保存と活用を図ります。



図 5-1 東広島市の歴史文化の特性と関連文化財群

関連文化財群1 東広島市の地形と水辺環境

歴史文化の特性：広島県最大の洪積台地・瀬戸内海気候と多様な自然環境

ストーリーの概要：本市は多様な自然環境と、数多くのため池のある特徴的な水辺環境のもとにあります。こうした環境下で日本固有種の**オオサンショウウオ**やため池の水草、多様な水鳥など、豊かな生態系が形成されています。

● 穀倉地帯の“源流”

本市は、瀬戸内海沿岸・島しょ部から標高 400mほどの北部の高原地帯（豊栄町）、最高峰の鷹巣山（標高 922m、福富町）まで、多様な自然環境を持ちます。北部高原地帯は江ノ川水系、太田川水系、沼田川水系という広島県を代表する大河川の源流域です。また、中部の盆地地域（西条町・八本松町・高屋町・黒瀬町）は黒瀬川、入野川、瀬野川など、中河川の源流域に当たります。年間降水量が 1,500 mm程度と少なく、蓄えられる水の量が少ない花崗岩地帯であることから、農業用のため池が数多く造られ、本市の水辺環境を特徴づけています。江戸時代には正保 3（1646）年に寺家大蔵田下池、明暦 2（1656）年に大蔵田上ノ池などが造られており、早くからため池がこの地域の環境を形成していたことが分かります。

こうした自然環境は、「安芸国最大の穀倉地帯」が形成される土台と言えます。

● 山林の利用とその環境

本市の環境は、人の手が入ることによって形成されており、人間の暮らしと密接につながっている点が特徴です。丘陵部の植生は、長らくマツを主体とした二次林であり、薪炭としての利用やコクバヨセ（着火用の松葉集め）等が行われてきました。しかし、近年山林の利用が減少し、さらに松くい虫の被害によって、マツからクヌギ・カシ・シイなどの照葉樹の林に急速に変化しています。

このような山林には多くの動物が生息しています。農作物への被害が問題になっているシカやイノシシは増加の一途をたどっているほか、タヌキ、キツネ、ウサギ、イタチ、テン、ムササビも良く見られます。本市北部ではツキノワグマも確認されており、夏鳥であるブッポウソウの営巣も確認されるなど、豊かな生態系が見られます。

● 清流の主 オオサンショウウオと豊かな水辺

河川にはオオサンショウウオ（特別天然記念物）を始めとした貴重な生物が生息しています。

特にオオサンショウウオは、2,000 万年前からほとんど姿が変わらず、生きた化石とも言われる貴重な存在です。北部の豊栄町では産卵から孵化が行われる巣穴が複数確認されており、繁殖活動が確認されています。両生類ではオオサンショウウオ以外に、アキサンショウウオ（旧：カ

スミサンショウウオ) が市内全域で確認でき、市の天然記念物に指定されています。

水辺に集まる鳥類は、江戸末期における広島藩の地誌「国郡志御用書上帳」^{こくぐんし ごようかきあげちよう}等に記されるもののうち、トキヤツルを除いてその多くが現在も見られ、水鳥の宝庫と言えます。

ため池には多種多様な水草が生育しており、調査では77種が確認されています。中にはサイジョウコウホネのような西条盆地の固有種も見られ、ため池とその環境の保全が求められています。

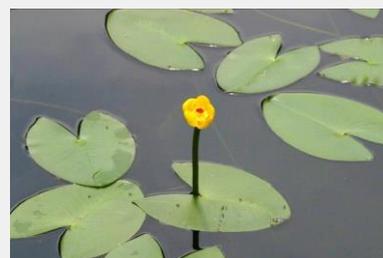
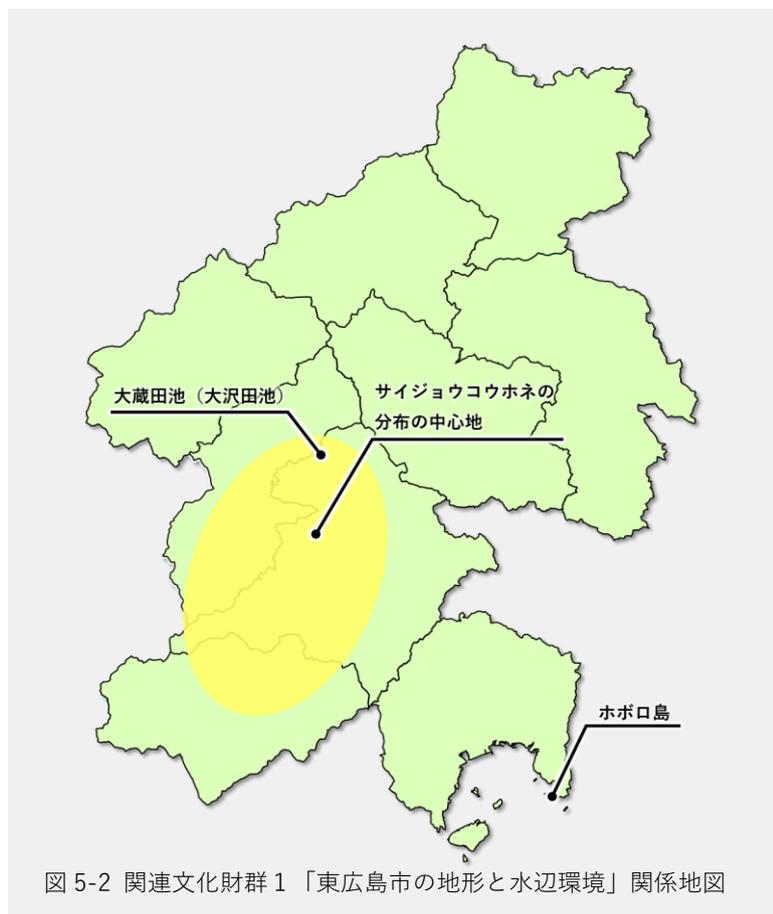


写真 5-1 サイジョウコウホネ



写真 5-2 ミコシギク



写真 5-3 ブッポウソウ



写真 5-4 アキサンショウウオ
(市天然記念物)



写真 5-5 オオサンショウウオ
(特別天然記念物)

● 東広島唯一の海 三津湾

安芸津町は市の南端に位置し、瀬戸内海に面しています。標高が低く、内陸部に比べて温暖な気候です。現在では希少なウラギクなどの海辺の植物も見られます。

海域は三津湾と呼ばれ、約16kmの弧状の海岸線で囲まれており、湾内に7つの島が存在します。いずれも小規模で、大芝島以外は無人島です。中にはホボロ島のようにナナツバコツブムシこうかくるいという甲殻類の影響で生物浸食が進み、50年程で大きく姿を変えた珍しい島もあります。

海域に生息する魚類は、スジハゼやアミメハギなど58種が確認されています(「安芸津町史」)。この中にはセトカジカやヘビギンボなど瀬戸内海を特徴づける一方、本州沿岸域では姿を消しつつある小型魚類も多く確認されています。そのほか多様なウミウシ類や造礁サンゴ類のキクメイシモドキの群落も確認されており、豊かな自然環境を示しています。



写真 5-6 ホボロ島 ※上の写真は昭和20年代

写真 5-7 ウラギク

■ 表 5-24 構成文化財一覧

No.	名称		区分	文化財の指定等
1	<small>こくぐん し ごようかきあげちよう</small> 国郡志御用書上帳	有形文化財	美術工芸品 (歴史資料)	
2	アキサンショウウオ	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
3	アミメハギ	記念物	動物・植物・地質鉱物	
4	ウラギク	記念物	動物・植物・地質鉱物	
5	ウミウシ類	記念物	動物・植物・地質鉱物	
6	オオサンショウウオ	記念物	動物・植物・地質鉱物	国指定 (特別天然記念物)
7	キクメイシモドキ	記念物	動物・植物・地質鉱物	
8	コウノトリ	記念物	動物・植物・地質鉱物	国指定 (特別天然記念物)
9	サイジヨウコウホネ	記念物	動物・植物・地質鉱物	
10	スジハゼ	記念物	動物・植物・地質鉱物	
11	セトカジカ	記念物	動物・植物・地質鉱物	
12	ブッポウソウ	記念物	動物・植物・地質鉱物	
13	ベニオグラコウホネ	記念物	動物・植物・地質鉱物	
14	ヘビギンボ	記念物	動物・植物・地質鉱物	

15	ミコシギク	記念物	動物・植物・地質鉱物
16	ホボロ島	記念物	動物・植物・地質鉱物
17	ため池のある農村景観	文化的景観	

● 関連文化財群1「東広島市の地形と水辺環境」の課題

オオサンショウウオ(特別天然記念物)を始めとする希少な動植物を適切に保護するためには、基礎調査によりその生息・生育状況を把握するとともに、調査成果を踏まえた文化財の指定・登録を進める必要があります。併せて構成文化財やストーリーの更新を行いながら情報発信に取り組み、普及に努めることが求められます。

● 関連文化財群1「東広島市の地形と水辺環境」の方針と取り組み

希少動植物に関して必要な基礎調査に取り組み、調査成果を踏まえた希少動植物の文化財指定・登録、構成文化財とストーリーの更新に適宜取り組みます。また、広報媒体を活用した積極的な情報発信に取り組み、関連文化財群の構成文化財の更なる普及と一体的・総合的な活用に取り組みます。

■表 5-25 調査・研究の取り組み

No.	取り組み	取組主体						取組期間		
		地 市 域 民	所 有 者	団 体	企 業 等	研 究 教 育	行 政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
1-15	希少動植物の基礎調査	○	○	○		◎	◎			
	希少動植物に関して必要な基礎調査を適宜実施する。									
1-16 1-4	開発・災害に伴う天然記念物 (動植物)調査	◎		○	◎	◎	◎			
	豪雨災害等により被害を受けている可能性のある天然記念物の生息地・生育地に対し、保全に必要な策を講じるため、大学・地域住民・NPO 法人等が連携し、調査を継続するとともに、必要に応じて被災箇所等で新たに調査を実施する。									
1-17	関連文化財群の見直しと更新	◎	○	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や市史編さん事業の成果を踏まえながら、関連文化財群1「東広島市の地形と水辺環境」のストーリー及び構成文化財の見直しと更新に適宜取り組む。									

■表 5-26 保存・管理の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-50 2-3	希少動植物の指定・登録	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査及び指定・登録調査の成果を踏まえ、学術的価値が明らかになった希少動植物の文化財指定・登録業務に継続して取り組む。									
2-51 2-23	希少動植物生息・生育地域の事前確認及び周知	○	○		◎	◎	◎			
	開発に伴う埋蔵文化財の包蔵地確認の際に希少動植物の生息地・生育地を確認するとともに、生息地・生育地及び現状変更許可手続き等について周知を図る。									

■表 5-27 普及・活用・学習の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-39 3-8	関連文化財群の発信		○	○	○	○	◎			
	関連文化財群 1 「東広島市の地形と水辺環境」のストーリー・構成文化財を解説するページを市ホームページ上に作成し、公開する。									
3-40 3-25	関連文化財群の観光資源としての活用	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	観光部局や観光協会、地域 DMO 等と連携し、関連文化財群 1 「東広島市の地形と水辺環境」の普及や観光資源としての活用を図る。									
3-41	講座等における関連文化財群の発信	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	講師派遣や出前講座等の際に、開催地域と関連文化財群 1 「東広島市の地形と水辺環境」の関連を踏まえた内容を逐次検討し、実施する。									

関連文化財群 2 古墳文化の開花

歴史文化の特性：穀倉地帯の形成と発展 政治・文化の拠点と陸上交通の要衝

ストーリーの概要：古墳時代には、前方後円墳を中心とした特徴的な墓制が発展し、安芸地方の豪族の頂点に立った豪族の墓として**三ツ城古墳**が中期に造られました。後期には地域性豊かな古墳や副葬品がみられ、独自の文化の形成が見られます。

● 安芸地方の中心 三ツ城古墳

弥生時代には、土壙墓群や石棺墓群などの集団墓が造られましたが、中期末から後期にかけて、台状の墳丘をもつ台状墓や、四隅がヒトデのように飛び出した四隅突出墓、方形の墳丘の周囲に溝を巡らした方形周溝墓など、地域の有力者のための様々な墓制が現れ、全国で展開します。

中央部に当たる西条盆地は、安芸地域で最も広い平野部を形成しており、古くから定住と耕地の形成が進みました。西条盆地でも、墳丘に石を貼る貼石墓や周溝墓など、やや規模の大きい有力者の墓が確認されています。

続く古墳時代には、前方後円墳を頂点とする特徴的な墓制が成立します。広島県最大級の前方後円墳は、西条盆地のほぼ中央の低い丘陵上に造営された三ツ城古墳（史跡）であり、墓制の上でも安芸地域の中心的な存在でした。



図 5-3 関連文化財群 2「古墳文化の開花」関係地図



写真 5-8 ミツ城古墳 (史跡)



写真 5-9 ミツ城古墳出土品 (埴輪)



写真 5-10 山王古墳群 (石棺)

● 花開く古墳文化

このミツ城古墳を始めとして、市内には700基前後の古墳が造られました。古墳時代の初期から前期にかけては、才ヶ迫古墳や白鳥古墳、仙人塚古墳、藤が迫第1号古墳などが造られていて、各地域の小豪族がしのぎを削っていたようです。中期に東の吉備勢力（主に岡山県・広島県東部）が強大になると、それに対抗するため安芸地方（主に広島県西部）の豪族が結集しました。その頂点に立った豪族の墓がミツ城古墳と考えられます。ヤマト政権にとっても、強力な吉備勢力を背後からけん制する意味でも安芸地方と手を結ぶことは重要だったようで、ミツ城古墳に供えられた須恵器は、ヤマト政権の須恵器生産の拠点である陶邑古窯址群で焼かれたものでした。

古墳時代後期には、大きな墳丘を持つ古墳は少なく、横穴式石室をもつ円墳が各地で多数造られています。これらは、各地区の小豪族の墓と考えられ、沼田川流域では、装飾付の壺や、鳥形や環状の形をした瓶などの須恵器を副葬する特徴があります（二反田古墳群、貝峠古墳など）。

古墳時代は国や郡といった地域のまとまりが形成される時代です。そのプロセスの詳細は明らかになっていませんが、巨大古墳が造られた時期に次の時代の安芸国の母体が形成されるとともに、地域性豊かな古墳とその副葬品の存在は、主要河川の流域や盆地などの小地域にそれぞれ独自の文化が育ちつつあったことを示しています。いうなれば、これらは東広島の文化の源流といえるでしょう。



写真 5-11 白鳥古墳出土品 (県重要文化財)



写真 5-12 ミツ城古墳出土品 (須恵器器台)



写真 5-13 二反田古墳出土品 (須恵器)

● 1,200年の時を超えて

7世紀に古墳時代が終焉を迎えると、人々の記憶から古墳の存在そのものが忘れ去られていきました。多くの古墳は「塚」と呼ばれていましたが、必ずしも墓とは考えられていなかったようです。しかし、近代に入って発掘調査が行われるようになると、古墳は3世紀から7世紀の墓であることが明らかになりました。1,200年の時を超え、“古墳”は再発見されたのです。

大規模な古墳は、その規模の大きさ、使用された石の巨大さから、古代豪族の権威を目の当たりにできる貴重な遺跡として、地域のシンボルになっています。

■ 表 5-28 構成文化財一覧

No.	名称	区分	文化財の指定等
1	貝峠古墳出土台付鳥形瓶	有形文化財	美術工芸品（考古資料）
2	白鳥古墳出土品	有形文化財	美術工芸品（考古資料） 県指定
3	二反田古墳出土品	有形文化財	美術工芸品（考古資料）
4	三ツ城古墳出土品	有形文化財	美術工芸品（考古資料）
5	岩幕山古墳	記念物	遺跡 市指定
6	小越古墳	記念物	遺跡
7	貝峠古墳	記念物	遺跡
8	胡麻古墳群	記念物	遺跡
9	小松古墳群	記念物	遺跡
10	才ヶ迫古墳	記念物	遺跡
11	山王古墳群	記念物	遺跡 一部市指定
12	白鳥古墳	記念物	遺跡
13	仙人塚古墳	記念物	遺跡 市指定
14	長者スクモ塚第1号古墳	記念物	遺跡
15	塚土古墳群	記念物	遺跡
16	二反田第1号古墳	記念物	遺跡
17	花ヶ迫古墳群	記念物	遺跡
18	藤ヶ迫古墳群	記念物	遺跡
19	丸山神社第1号古墳	記念物	遺跡
20	三ツ城古墳	記念物	遺跡 国指定
21	宮ヶ迫古墳	記念物	遺跡 市指定
22	森信古墳群	記念物	遺跡
23	保田古墳群	記念物	遺跡 市指定
24	火の釜の伝説	その他の文化財	
25	日本武尊の白鳥伝説	その他の文化財	

● 関連文化財群2「古墳文化の開花」の課題

構成文化財の適切な保存と活用を図るため、発掘調査の成果を踏まえた文化財の指定・登録を進めるとともに、開発に伴う古墳などの埋蔵文化財包蔵地の事前協議を、継続的に事業者へ周知・指導する必要があります。併せて構成文化財やストーリーの更新を行いながら情報発信に取り組み、関連文化財群の普及に努めることが求められます。

● 関連文化財群2「古墳文化の開花」の方針と取組み

これまでの発掘調査の成果を踏まえ、必要に応じて遺跡及び考古資料の指定・登録調査を進め、構成文化財の文化財指定・登録に適宜取り組みます。併せて古墳などの埋蔵文化財包蔵地の開発に関する事前協議を引き続き推進することで適切な保護につなげます。

また、調査成果を踏まえた構成文化財とストーリーの更新、広報媒体を活用した積極的な情報発信により、文化財の更なる普及と一体的・総合的な活用に取り組みます。

■表 5-29 調査・研究の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地 市 域 民	所 有 者	団 体	企 業 等	研 究 教 育	行 政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
1-18	関連文化財群の見直しと更新	◎	○	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や発掘調査、市史編さん事業の成果を踏まえながら、関連文化財群2「古墳文化の開花」のストーリー及び構成文化財の見直しと更新に適宜取り組む。									

■表 5-30 保存・管理の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地 市 域 民	所 有 者	団 体	企 業 等	研 究 教 育	行 政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-52 2-3	遺跡及び考古資料の指定・登録	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	発掘調査及び指定・登録調査の成果を踏まえ、学術的価値が明らかになった遺跡及び考古資料の文化財指定・登録業務に継続して取り組む。									
2-53 2-9	埋蔵文化財包蔵地協議の周知		◎		◎	◎	◎			
	古墳などの埋蔵文化財包蔵地での開発に関する事前協議を行うよう、継続して事業者へ周知を図る。									

■表 5-31 普及・活用・学習の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-42 3-8	関連文化財群の発信		○	○	○	○	◎			
	関連文化財群 2 「古墳文化の開花」のストーリー・構成文化財を解説するページを市ホームページ上に作成し、公開する。									
3-43 3-25	関連文化財群の観光資源としての活用	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	観光部局や観光協会、地域 DMO 等と連携し、関連文化財群 2 「古墳文化の開花」の普及や観光資源としての活用を図る。									
3-44	講座等における関連文化財群の発信	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	講師派遣や出前講座等の際に、開催地域と関連文化財群 2 「古墳文化の開花」の関連を踏まえた内容を逐次検討し、実施する。									

関連文化財群 3 仏教文化の広がりしんぶつしゅうごうと神仏習合しんぶつしゅうごうの記憶

歴史文化の特性：穀倉地帯の形成と発展 政治・文化の拠点と陸上交通の要衝ようしゅう

ストーリーの概要：本市の仏教文化の広がりしんぶつしゅうごうは奈良時代が1つの画期です（安芸国分寺跡など）。平安時代以来、神仏習合しんぶつしゅうごうの思想が広まり、神社と寺院は一体として発展しました。関連する文化財は廃仏毀釈はいぶつ きしゃくの際も密かに守られ、その歴史を伝えています。

● 安芸国分寺こんりゅうの建立と広がる法灯

6 世紀に日本に仏教が伝えられると、朝廷の保護と関与により、仏を信仰することでこの世で仏の恵を得られるという現世利益げんせいりやくの思想とともに、仏教は急速に全国へ広がっていきました。

市域における仏教文化の広がりしんぶつしゅうごうは、奈良時代を1つの画期としています。天平13（741）年の聖武天皇の国分寺建立こんりゅうの詔みことのりにより建立された安芸国分寺は、その代表的な存在です。安芸国分寺は発掘調査により、奈良時代の寺院の姿が明らかになっています。そのほか、福成寺ふくじょうじを始めとして現在まで法灯を継ぐ密教系の山岳寺院は、すべて奈良時代に開かれたと伝わります。



写真 5-14 安芸国分寺跡 (僧房及び講堂跡、史跡)



写真 5-15 福成寺境内



写真 5-16 木造薬師如来坐像 (国分寺、県重要文化財)

● 神仏習合の広がり

一方、神社は、発掘調査によって飛鳥時代の神社として話題になった西本6号遺跡（市史跡）を別として、平安時代の創建を伝える古社が多数見られます。平安時代には仏教信仰と日本固有の神祇信仰を融合させ、神と仏はもともと1つのもので、仏がこの国に神の姿を借りて現れたものだとする神仏習合の思想が広まった時代です。それ以来、神社と寺院は一体として発展してきました。寺院にはそれを守る鎮守社が建てられ、神社には仏像が祀られました。安芸国分寺の北に鎮座する石清水八幡神社は国分寺の鎮守社であったと伝えられ、福成寺には境内に六所権現が祀られています。豊栄町乃美の本宮八幡神社に平安期の大般若経が納められ、志和町志和堀の大宮神社には南北朝時代の大般若経・五部大乘経が奉納されています。

加えて伝説や縁起は人々に神仏を身近に感じさせる役割を果たしました。河内町入野の竹林寺は、室町時代の縁起絵巻とともに小野篁の伝説を今に伝えています。



写真 5-17 紙本墨書大般若経
(本宮八幡神社、県重要文化財)



写真 5-18 竹林寺縁起絵巻（県重要文化財）

● 現代につなぐ神仏への信仰

明治新政府は、明治元年（慶応4（1868）年）、神仏分離令を発し、全国の神社に仏像・仏具を神社から排除すること等を命じました。全国に廃仏毀釈と呼ばれる仏教排斥運動がおり、荒れ果てる寺院も多くありました。しかし、2,000年近く人々の意識に植え付けられた神仏に対する信仰は、簡単に変わることはありませんでした。市域においても、廃棄を命じられた仏像や仏具をひそかに守り残した例は数多くあります。志和町志和堀の市中神社の銅鐘（市重要文化財）や黒瀬町乃美尾の門前神社の懸仏（市重要文化財）はその好例です。門前神社には19体もの懸仏が残り、中には鎌倉時代の優れた鑄造作品も見られます。これらは全て地域の人々が大切に守り伝えたものであり、神仏習合の記憶を今に留めるものです。



写真 5-19 門前神社の懸仏
(市重要文化財)



写真 5-20 銅鐘
(市中神社、市重要文化財)

■ 表 5-32 構成文化財一覧

No.	名称		区分	文化財の指定等
1	石清水八幡神社	有形文化財	建造物	
2	大宮神社宮蔵	有形文化財	建造物	市指定
3	竹林寺本堂	有形文化財	建造物	国指定
4	並瀧寺本堂	有形文化財	建造物	市指定
5	福成寺本堂内厨子及び須弥壇	有形文化財	建造物	国指定
6	紙本著色 竹林寺縁起絵巻	有形文化財	美術工芸品（絵画）	県指定
7	八王子観音菩薩立像	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	市指定
8	福成寺地藏菩薩半跏像	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	
9	木造地藏菩薩半跏像（竹林寺）	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	県指定
10	木造薬師如来坐像（國分寺）	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	県指定
11	大多田八幡神社の懸仏	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	市指定
12	懸仏（大宮神社）	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	市指定
13	線刻十一面観音鏡像	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	市指定
14	銅鐘（市中神社）	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	市指定
15	樋之上八幡神社の懸仏	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	市指定
16	門前神社の懸仏	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	市指定
17	五部大乘経（大宮神社）	有形文化財	美術工芸品（書跡・典籍）	市指定
18	紙本墨書大般若経（大宮神社）	有形文化財	美術工芸品（書跡・典籍）	市指定
19	紙本墨書大般若経（本宮八幡神社）	有形文化財	美術工芸品（書跡・典籍）	県指定
20	西本6号遺跡出土品	有形文化財	美術工芸品（考古資料）	市指定
21	安芸国分寺跡	記念物	遺跡	国指定
22	西本6号遺跡	記念物	遺跡	市指定
23	福成寺旧境内遺跡	記念物	遺跡	
24	小野 篁 伝説	その他の文化財		

● 関連文化財群3「^{しんぶつしゅうごう}仏教文化の広がり

構成文化財の適切な保存と活用を図るため、社寺建築や社寺什物分野の調査成果を踏まえ、文化財の指定・登録に取り組むことが必要です。併せて構成文化財やストーリーの更新に取り組む、情報発信を行うことで、関連文化財群の普及に努めることが求められます。

● 関連文化財群3「^{しんぶつしゅうごう}仏教文化の広がり

社寺建築や社寺什物分野における必要な基礎調査に取り組む、調査成果を踏まえた構成文化財の文化財指定・登録、構成文化財とストーリーの更新に適宜取り組みます。また、広報媒体を活用した積極的な情報発信に取り組む、文化財の更なる普及と一体的・総合的な活用に取り組まします。

■表 5-33 調査・研究の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地 域 市 民	所 有 者	団 体	企 業 等	研 究 教 育	行 政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
1-19	社寺建築・社寺什物等の基礎調査	○	○	○		◎	◎			
	社寺建築・社寺什物等の分野において必要な基礎調査を適宜実施する。									
1-20	関連文化財群の見直しと更新	◎	○	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や市史編さん事業の成果を踏まえながら、関連文化財群3「仏教文化の広がり」と神仏習合の記憶」のストーリー及び構成文化財の見直しと更新に適宜取り組む。									

■表 5-34 保存・管理の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地 域 市 民	所 有 者	団 体	企 業 等	研 究 教 育	行 政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-54 2-3	社寺建築・社寺什物等の指定・登録	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や指定・登録調査の成果を踏まえ、学術的価値が明らかになった社寺建築・社寺什物等の文化財指定・登録業務に継続して取り組む。									

■表 5-35 普及・活用・学習の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地 域 市 民	所 有 者	団 体	企 業 等	研 究 教 育	行 政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-45 3-8	関連文化財群の発信		○	○	○	○	◎			
	関連文化財群3「仏教文化の広がり」と神仏習合の記憶」のストーリー・構成文化財を解説するページを市ホームページ上に作成し、公開する。									
3-46 3-25	関連文化財群の観光資源としての活用	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	観光部局や観光協会、地域DMO等と連携し、関連文化財群3「仏教文化の広がり」と神仏習合の記憶」の普及や観光資源としての活用を図る。									
3-47	講座等における関連文化財群の発信	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	講師派遣や出前講座等の際に、開催地域と関連文化財群3「仏教文化の広がり」と神仏習合の記憶」の関連を踏まえた内容を逐次検討し、実施する。									

関連文化財群4 大内氏の安芸国支配と国衆

歴史文化の特性：穀倉地帯の形成と発展 政治・文化の拠点と陸上交通の要衝

ストーリーの概要：室町時代の市域の大部分は西国一の守護大名である大内氏の領地であり、その拠点として鏡山城が造られました。一方、地域に根付いた国衆（国人）も勢力をもち、城下町や社寺を造営・整備するなど、地域文化の基礎を築きました。

● 西国一の守護大名 大内氏と東西条

室町時代の安芸国は、山口を本拠として九州北部から中国地方西部を押さえた大内氏と、管領という幕府の要職を務め、畿内から四国にかけて大きな勢力を持った細川氏という二大勢力の狭間にありました。

室町時代の市域は、幕府の御家人で地域の有力者である国衆（国人）の領域を除き、その多くが「安芸国東西条」と呼ばれ、山口の大内氏の領地でした。大内氏は西条盆地の中央に鏡山城を築き、安芸国支配の拠点とするとともに、東の細川氏に対する最前線に位置づけました。

大内氏は、鏡山城を軍事的・政治的な拠点とする一方、地域の大寺院である福成寺を、氏寺の興隆寺（山口県）の末寺とし、宗教的・精神的な拠点とするとともに、戦乱で荒廃した伽藍の復興に力を尽くしました。

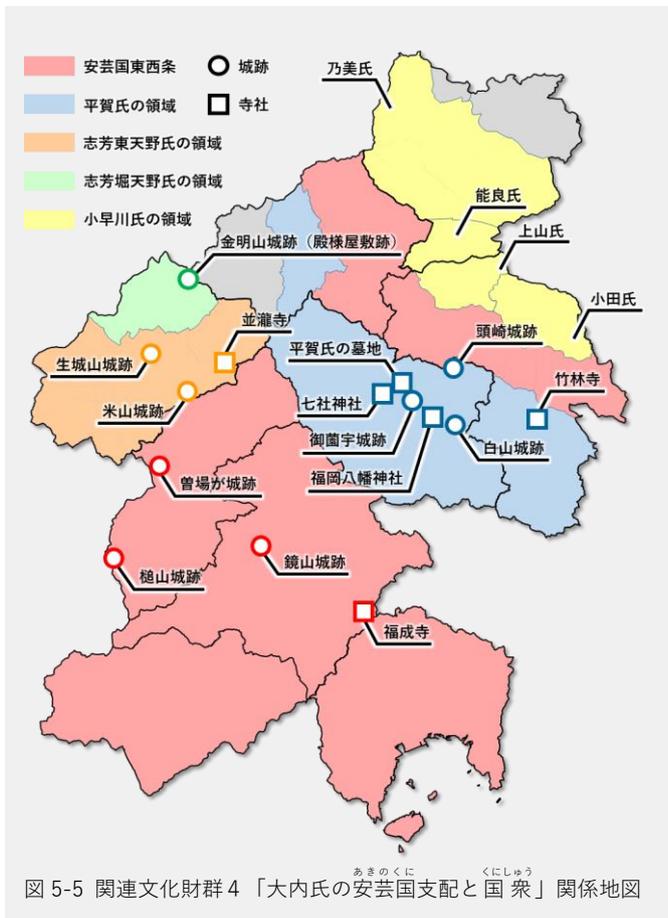


写真 5-21 鏡山城跡（史跡）



写真 5-22 曾場が城跡（市史跡）



写真 5-23 槌山城跡（市史跡）

● 有力国衆が築く地域文化

一方で、安芸国は南北朝時代以来、守護の権威が浸透せず、地域に根付いた国衆（国人）と呼ばれる豪族が勢力を持っていた特異な地域として知られています。国衆は盟約によって連合し、守護など大勢力に対抗するとともに、情勢によって二大陣営の一方を後ろ盾として乱世を生き抜きました。

市域を根拠地とする高屋の平賀氏、志和東・志和堀の両天野氏は安芸国の国衆の中でも最有力の氏族として知られています。地理的な関係から大内氏に従うことが多かった一方、同じく有力国衆の毛利氏、小早川氏、吉川氏、野間氏、阿曾沼氏らと同盟を組み、大名権力から一定の自立を図るとともに、政治的な課題を解決していました。

平賀氏は、後世に白市（高屋町）と呼ばれる原初的な城下町を形成し、福岡八幡神社や竹林寺など多くの神社仏閣を造営して地域文化の基礎を築きました。

室町時代の市域は、これら大内氏と平賀氏や天野氏といった国衆が合従連衡を通じて互いに影響しあった点に特徴があります。平賀氏ら国衆は、中世を通じ、領主として地域を支配することによって、地域に大きな影響を残しました。



写真 5-24 平賀氏の遺跡 白山城跡（県史跡）



写真 5-25 生城山城跡（市史跡）

■ 表 5-36 構成文化財一覧

No.	名称		区分	文化財の指定等
1	竹林寺本堂	有形文化財	建造物	国指定
2	七社神社	有形文化財	建造物	
3	並瀧寺本堂	有形文化財	建造物	市指定
4	福岡八幡神社	有形文化財	建造物	
5	福成寺本堂内厨子及び須弥壇	有形文化財	建造物	国指定
6	生城山城跡	記念物	遺跡	市指定
7	鏡山城跡	記念物	遺跡	国指定
8	金明山城跡（殿様屋敷跡）	記念物	遺跡	
9	米山城跡	記念物	遺跡	
10	曾場が城跡	記念物	遺跡	市指定

11	つちやま 槌山城跡		記念物	遺跡	市指定
12	かしらざき 平賀氏の遺跡 頭崎城跡		記念物	遺跡	県指定
13	しろやま 平賀氏の遺跡 白山城跡		記念物	遺跡	県指定
14	平賀氏の遺跡 平賀氏の墓地		記念物	遺跡	県指定
15	みそのう 平賀氏の遺跡 御園宇城跡		記念物	遺跡	県指定
16	白市の町並み		伝統的建造物群		

● 関連文化財群4 「大内氏の安芸国支配と国衆」の課題

構成文化財の適切な保存と活用を図るため、社寺建築・社寺什物・遺跡等の調査成果を踏まえ、文化財の指定・登録に取り組むことが必要です。また、城跡などの埋蔵文化財包蔵地では、開発に関する事前協議を、継続的に事業者へ周知・指導する必要があります。併せて構成文化財やストーリーの更新に取り組み、情報発信を行うことで、関連文化財群の普及に努めることが求められます。

● 関連文化財群4 「大内氏の安芸国支配と国衆」の方針と取り組み

社寺建築・社寺什物・遺跡等の調査の成果を踏まえ、構成文化財の文化財指定・登録に適宜取り組みます。併せて城跡などの埋蔵文化財包蔵地の開発に関する事前協議を引き続き推進することで適切な保護につなげます。

また、調査成果を踏まえた構成文化財とストーリーの更新、広報媒体を活用した積極的な情報発信により、文化財の更なる普及と一体的・総合的な活用に取り組みます。

■表 5-37 調査・研究の取り組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
1-21	社寺建築・社寺什物・遺跡等の基礎調査	○	○	○		◎	◎			
	社寺建築・社寺什物・遺跡等の分野において必要な基礎調査を適宜実施する。									
1-22	関連文化財群の見直しと更新	◎	○	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や発掘調査、市史編さん事業の成果を踏まえながら、関連文化財群4「大内氏の安芸国支配と国衆」のストーリー及び構成文化財の見直しと更新に適宜取り組む。									

■表 5-38 保存・管理の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-55 2-3	社寺建築・社寺什物等の指定・登録	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や発掘調査、指定・登録調査の成果を踏まえ、学術的価値が明らかになった社寺建築・社寺什物・遺跡等の文化財指定・登録業務に継続して取り組む。									
2-56 2-9	埋蔵文化財包蔵地協議の周知		◎		◎	◎	◎			
	城跡などの埋蔵文化財包蔵地での開発に関する事前協議を行うよう、継続して事業者にも周知を図る。									

■表 5-39 普及・活用・学習の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-48 3-8	関連文化財群の発信		○	○	○	○	◎			
	関連文化財群 4 「大内氏の安芸国支配と国衆」のストーリー・構成文化財を解説するページを市ホームページ上に作成し、公開する。									
3-49 3-25	関連文化財群の観光資源としての活用	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	観光部局や観光協会、地域 DMO 等と連携し、関連文化財群 4 「大内氏の安芸国支配と国衆」の普及や観光資源としての活用を図る。									
3-50	講座等における関連文化財群の発信	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	講師派遣や出前講座等の際に、開催地域と関連文化財群 4 「大内氏の安芸国支配と国衆」の関連を踏まえた内容を逐次検討し、実施する。									

関連文化財群5 賀茂台地の暮らしと信仰

歴史文化の特性：穀倉地帯の形成と発展 豊かな生産力による農村の発展と文化

ストーリーの概要：江戸時代の市域では、豊かな生産力を背景に**本宮八幡神社社殿**などの良質で装飾性の豊かな社寺建築や、大規模な住宅が増加しました。赤瓦・居蔵造の民家も特徴的です。安芸門徒の文化や**神楽～五行祭～**などの文化も育まれました。

● 賀茂台地で発達する農業

広島県のほぼ中央に位置する賀茂台地は、標高 200m ほどの西条盆地と標高 400m ほどの豊栄町を中心とした地域です。前述のとおり水不足が起こりやすいこの地域では、水田の水をほとんど灌漑用のため池で賄っていました。そのため、ため池の数は旧市域だけで 2,000 を超えます。

南部の台地が賀茂郡であったのに対し、北部の台地は近代まで豊田郡に属していました。19世紀初頭の広島藩の地誌『芸藩通志』によれば、人口と耕地面積で賀茂郡が最も多く、豊田郡がこれに次ぎます。収穫高では豊田郡が最大で、賀茂郡がこれに次ぎました。市域は両郡の主要部に当たり、広島藩の穀倉地帯として知られていました。この豊かな生産力を背景に、この地域では多彩な農村文化が花開きました。

生産力の向上につながったのが、農機具の改良と普及です。カラスキ・馬鋤・各種鋤・鋤などの耕作具、千歯扱ぎ・万石通し・唐箕といった脱穀具など様々な機具が導入され、利用されました。

● 神社仏閣の造営と赤瓦の普及

生産性の向上は農村に経済的・精神的余裕を生み出しました。その結果、後世に遺る良質で装飾性の豊かな社寺建築が増え、また、大規模な住宅も増加し、このような歴史的变化が目に見える形で現在に遺されています。豊栄町乃美の本宮八幡神社の拝殿（市重要文化財）は、元禄14（1701）年に建てられた旧本殿であり、当時最大級の本殿建築でした。高屋町高屋東の福岡八幡神社本殿は享保元（1714）年に建てられた市内最大の本殿で、大坂（大阪）の大工の手による上方風の華麗な建築です。以後、安芸国では大坂の大工による神社仏閣の造営が増加しますが、これはその先駆けと言えるものです。



写真 5-26 本宮八幡神社社殿（拝殿）
（市重要文化財）

住宅は、庄屋身分以外の家でも時代が下るにつれて規模が大きくなりました。保存状態の良いものは少ないですが、17世紀末期から18世紀前期という古い年代の住宅も一定数遺っており、丁寧に建てられたことが推測されます。また、住宅の屋根は「芸州流」と呼ばれる茅葺技術が発達し、西日本の広い範囲に普及しました。

18世紀末から石見地方（島根県西部）の技術者により「石州瓦」と呼ばれる赤瓦の生産が始まります。明治時代以降、一般住宅にも普及し始め、戦後は爆発的に広がりました。赤瓦を屋根に用いた民家は、「居蔵造」と呼ばれる白壁の大規模な建築で、破風を連ね、しゃちほこなどの飾り瓦をあげる豪壮なたたずまいはこの地域の大きな特徴です。



写真 5-27 赤瓦・居蔵造の民家の景観

● 賀茂台地の豊かな農村文化

食生活は、市域外の地域と比べて豊かでした。米は年貢や換金作物でしたが、麦類に混ぜて主食としたほか、こごめ・くずまいを粉にひいて団子や餅として食していました。近代には稲作を背景の1つとする酒造りが盛んになりました。酒造りの副産物である酒粕も、高価ながら他地域よりも手に入りやすく、季節になれば粕汁や炙って食べるなどして利用されました。

西条柿は、西条町寺家を原産地とする柿で、「長福寺縁起」に柿の由来が記されています。また、鎌倉幕府4代将軍頼朝の子がよりつねをほうそうをわずらった際に、この西条柿を食べると病が完治したため、長福寺に寺領が寄進され、以後代々の将軍に毎年西条柿を献上したと伝わっています。江戸時代には広島藩の「西条柿奉行」が置かれるなど、名産品として全国に知られていました。

嗜好品としての茶や煙草の生産も盛んでした。高屋町白市では、和紙の原料であるこうぞの栽培とともに、げんろく元禄年間以前に茶の栽培が始まるとされます。その後、ぶんきゆう文久2（1862）年、ひら き きゆうべえのぶたか平木久兵衛信隆が宇治の製茶法を学び帰り、地域住民に勧めるとともに茶畑を開拓し、一大産地にしたとされます。幕末には藩の統制下で製茶場が白市に設けられ、木原家が茶業掛り役を命じられるとともに、製茶場も邸内に建てられました。



写真 5-28 西条柿伝承地（市史跡）

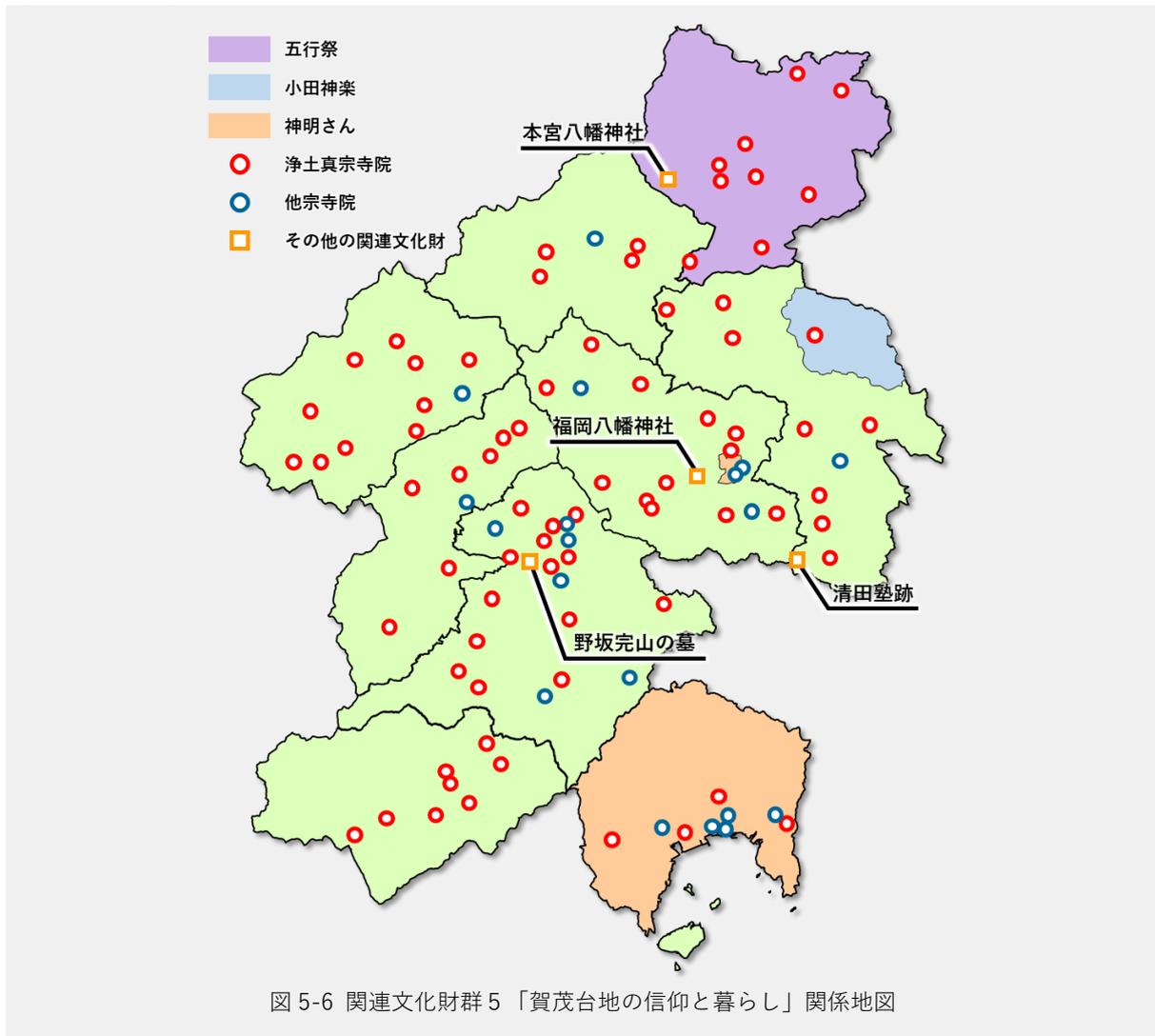
● 安芸門徒の信仰と暮らし

信仰面では、市域を含む安芸地域は浄土真宗が盛んなことで知られており、信者は「安芸門徒」と称されました。門徒は、村落内の地域ごとに数軒から十数軒を単位に「講」を組織し、信仰の

みならず生活共同体としての性格を持ち合わせていました。講の構成員は「講中」と呼ばれ、「講中頭」などと呼ばれる世話人を中心に運営されていました。講中のつきあいは、家普請（建築）・屋根替え・出産・結婚・病傷・罹災・葬祭などあらゆる面に及び、人々の生活に大きな影響を与えました。講中には月毎・年毎の掛金の積立のほか、経文・仏具・食器・座敷道具など共有の器物類があり、講の財産というべきものです。現在も各地に「講中茶碗」などと呼ばれる漆器などが保管されています。

浄土真宗の寺院は、このような講中とその信仰に支えられており、住職が世襲であることと相まって、特に農村部において大きな影響力を持ちました。

宗教行事は、「御正忌（報恩講）」を始め、春・秋の「彼岸会」、5月の親鸞聖人の誕生日を祝う「降誕祭」、親鸞聖人の命日の前日に行う「お速夜」などが行われました。これらの年中行事は、規模は縮小しましたが現在も各地で行われており、門徒の信仰の篤さを示しています。安芸津町小松原の説教場は、現在もこのような年中行事の際に僧侶の説教を聴く「聴聞会」が開かれる道場の1つです。



● 今につながる祭礼・年中行事

一方、他宗の信者も一定数おり、安芸門徒でも神社の祭礼などは盛んに行っています。中でも祭文さいもんの語りを中心とした五行祭ごぎょうまいと呼ばれる神楽が、市域において広く上演されていました。現在も北部を中心に折に触れて演じられています。また、吹囃子ふきはやしと呼ばれる祭礼行列も北部の神社を中心によく保存されています。

年中行事もそれほど豊富ではありませんが、いくつかのものは現在も行われています。正月15日を中心に市内各地で行われるトンドさぎちょう しんめい（左義長・神明さん）は、地区ごとに杉、竹やワラで塔を組み上げ、正月飾りとともに燃やす行事で、豊作や無病息災を祈願して行われます。大きいものは高さ十数mに及ぶものもあります。

また、市域において盆踊りが18世紀末には既に行われていたことが知られており、昭和初期には西条地区で「西条盆踊り大会」が開催され、全国から集まって競演が行われていました。現在も吉土実盆踊り保存会などにより、継承の取組みが行われています。その他、安芸地方に特徴的な、お盆に色鮮やかな盆灯籠を墓に飾る風習も、現代に受け継がれています。



写真 5-29 神楽～五行祭～（県無形民俗文化財）



写真 5-30 小田神楽（市重要無形民俗文化財）

● 賀茂台地の教育

庶民教育の場である寺子屋は、18世紀中期以降各地で造られるようになりますが、市域では19世紀初頭まで下ります。教師は神官、医師、僧侶、平民など様々な人が担いました。

一方、中・高等教育は私塾で行われました。私塾には、四日市山田氏の怡雲山館いんげんさん、福富町久芳くぼの黒川氏の松溪塾しょうけいじゅく、河内町入野にゅうのの清田塾きよたじゅくなどが知られています。特に西条町寺家の医師野坂完山の塾は、文政12（1829）年には既に門人196人、滞留の門人26人の記録があり、他国からの留学生は9人とされています。完山は医師であったため、教育は夜間に行い、昼間は医療活動に専念しました。野坂完山は『鶴亭日記』と名付けた日記を残しており、この地域の暮らしや習俗を知る貴重な資料です。



写真 5-31 野坂完山の墓（県史跡）

■ 表 5-40 構成文化財一覧

No.	名称		区分	文化財の指定等
1	安楽寺	有形文化財	建造物	
2	元行寺	有形文化財	建造物	
3	観現寺	有形文化財	建造物	
4	元浄寺	有形文化財	建造物	
5	旧木原家住宅	有形文化財	建造物	国指定
6	教円寺	有形文化財	建造物	
7	教順寺	有形文化財	建造物	
8	教正寺	有形文化財	建造物	
9	教善寺	有形文化財	建造物	
10	教得寺	有形文化財	建造物	
11	教念寺	有形文化財	建造物	
12	慶雲寺	有形文化財	建造物	
13	慶寿院	有形文化財	建造物	
14	慶徳寺	有形文化財	建造物	
15	源光寺（黒瀬町）	有形文化財	建造物	
16	源光寺（高屋町）	有形文化財	建造物	
17	興学寺	有形文化財	建造物	
18	光源寺	有形文化財	建造物	
19	光政寺	有形文化財	建造物	
20	光乗寺	有形文化財	建造物	
21	光泉寺	有形文化財	建造物	
22	國分寺	有形文化財	建造物	一部市指定
23	小松原説教場	有形文化財	建造物	
24	西教寺（黒瀬町）	有形文化財	建造物	
25	西教寺（豊栄町）	有形文化財	建造物	
26	西福寺（黒瀬町）	有形文化財	建造物	
27	西福寺（高屋町稲木）	有形文化財	建造物	
28	西福寺（高屋町白市）	有形文化財	建造物	
29	西福寺（八本松町）	有形文化財	建造物	
30	西方寺	有形文化財	建造物	
31	西品寺 <small>さいほんじ</small>	有形文化財	建造物	
32	西明寺	有形文化財	建造物	
33	西楽寺	有形文化財	建造物	
34	西蓮寺	有形文化財	建造物	
35	寿福寺	有形文化財	建造物	
36	順教寺	有形文化財	建造物	
37	照栄寺	有形文化財	建造物	
38	正覚寺	有形文化財	建造物	

39	正願寺	有形文化財	建造物	
40	浄願寺	有形文化財	建造物	
41	正源寺	有形文化財	建造物	
42	昭玄寺	有形文化財	建造物	
43	正念寺	有形文化財	建造物	
44	正福寺 (安芸津町)	有形文化財	建造物	
45	正福寺 (西条町)	有形文化財	建造物	
46	浄福寺 (安芸津町)	有形文化財	建造物	
47	浄福寺 (高屋町)	有形文化財	建造物	
48	城福寺	有形文化財	建造物	
49	常樂寺	有形文化財	建造物	
50	正隆寺	有形文化財	建造物	
51	浄蓮寺 (河内町)	有形文化財	建造物	
52	浄蓮寺 (志和町)	有形文化財	建造物	
53	真光寺	有形文化財	建造物	
54	隨泉寺	有形文化財	建造物	
55	清誓寺	有形文化財	建造物	
56	善教寺	有形文化財	建造物	
57	善性寺	有形文化財	建造物	
58	善正寺 (豊栄町)	有形文化財	建造物	
59	善正寺 (八本松町)	有形文化財	建造物	
60	善通寺	有形文化財	建造物	
61	善立寺	有形文化財	建造物	
62	竹林寺	有形文化財	建造物	一部国指定・市指定
63	長円寺	有形文化財	建造物	
64	長照寺	有形文化財	建造物	
65	長松寺	有形文化財	建造物	
66	超専寺	有形文化財	建造物	
67	天龍寺	有形文化財	建造物	
68	東光寺	有形文化財	建造物	
69	東向寺	有形文化財	建造物	
70	東昇院	有形文化財	建造物	
71	徳行寺	有形文化財	建造物	
72	徳正寺	有形文化財	建造物	
73	徳善寺	有形文化財	建造物	
74	並瀧寺	有形文化財	建造物	一部市指定
75	南泉寺	有形文化財	建造物	
76	平泰寺	有形文化財	建造物	
77	福岡八幡神社	有形文化財	建造物	
78	福寿院 (安芸津町)	有形文化財	建造物	

79	福寿院 (西条町)	有形文化財	建造物	
80	福成寺 <small>ふくじょう じ</small>	有形文化財	建造物	
81	法泉寺	有形文化財	建造物	
82	報専坊	有形文化財	建造物	
83	品覚寺	有形文化財	建造物	
84	本興寺	有形文化財	建造物	
85	本宮八幡神社社殿	有形文化財	建造物	市指定
86	品立寺 <small>ほんりゅう じ</small>	有形文化財	建造物	
87	明安寺	有形文化財	建造物	
88	妙顕寺	有形文化財	建造物	
89	明眼寺本堂	有形文化財	建造物	国登録
90	妙照寺	有形文化財	建造物	
91	妙専寺	有形文化財	建造物	
92	妙徳寺	有形文化財	建造物	
93	妙福寺	有形文化財	建造物	
94	妙宝寺	有形文化財	建造物	
95	妙養寺	有形文化財	建造物	
96	養国寺	有形文化財	建造物	
97	鶴亭日記 <small>かくてい</small>	有形文化財	美術工芸品 (歴史資料)	
98	長福寺縁起	有形文化財	美術工芸品 (歴史資料)	
99	平木久兵衛の碑 <small>ひらきまひるべえ</small>	有形文化財	美術工芸品 (歴史資料)	
100	講中茶碗 <small>こうじゅうちやわん</small>	民俗文化財	有形の民俗文化財	
101	タバコ乾燥小屋	民俗文化財	有形の民俗文化財	
102	亥の子 <small>い</small>	民俗文化財	無形の民俗文化財	
103	小田神楽 <small>おだ</small>	民俗文化財	無形の民俗文化財	市指定
104	お逮夜 <small>たんにや</small>	民俗文化財	無形の民俗文化財	
105	神楽～五行祭～ <small>ごぎょうさい</small>	民俗文化財	無形の民俗文化財	県指定
106	降誕祭	民俗文化財	無形の民俗文化財	
107	御正忌 (報恩講) <small>ごしょうき</small>	民俗文化財	無形の民俗文化財	
108	聴聞会 <small>ちやうもんかい</small>	民俗文化財	無形の民俗文化財	
109	トンド (左義長・神明さん) <small>さぎちやう しんめい</small>	民俗文化財	無形の民俗文化財	
110	彼岸会 <small>ひがんえ</small>	民俗文化財	無形の民俗文化財	
111	吹囃子 <small>ふきはやし</small>	民俗文化財	無形の民俗文化財	
112	盆踊り	民俗文化財	無形の民俗文化財	
113	盆灯籠	民俗文化財	無形の民俗文化財	
114	怡雲山館跡 <small>いうんざんかん</small>	記念物	遺跡	
115	清田塾跡 <small>きよた じやく</small>	記念物	遺跡	
116	松溪塾跡 <small>しょうけいじやく</small>	記念物	遺跡	
117	西条柿伝承地	記念物	遺跡	市指定
118	野坂完山の墓 <small>のさかかんざん</small>	記念物	遺跡	県指定

119	ため池のある農村景観	文化的景観
120	赤瓦・居蔵造 <small>いぐらづくり</small> の民家の景観	伝統的建造物群
121	茅葺民家 <small>かやぶき</small> の景観	伝統的建造物群

● 関連文化財群5「賀茂台地の暮らしと信仰」の課題

構成文化財の適切な保存と活用を図るため、社寺建築・社寺什物・民俗文化財等の分野において基礎調査に取り組むとともに、調査成果を踏まえた文化財の指定・登録を進める必要があります。併せて構成文化財やストーリーの更新を行いながら情報発信に取り組み、普及に努めることが求められます。

● 関連文化財群5「賀茂台地の暮らしと信仰」の方針と取組み

社寺建築・社寺什物・民俗文化財等の分野において必要な基礎調査に取り組み、調査成果を踏まえた構成文化財の文化財指定・登録、構成文化財とストーリーの更新に適宜取り組みます。また、広報媒体を活用した積極的な情報発信に取り組み、関連文化財群の文化財の更なる普及と一体的・総合的な活用に取り組みます。

■表 5-41 調査・研究の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
1-23	社寺建築・社寺什物・民俗文化財等の基礎調査	○	○	○		◎	◎			
	社寺建築・社寺什物・民俗文化財等の分野において必要な基礎調査を適宜実施する。									
1-24	関連文化財群の見直しと更新	◎	○	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や市史編さん事業の成果を踏まえながら、関連文化財群5「賀茂台地の暮らしと信仰」のストーリー及び構成文化財の見直しと更新に適宜取り組む。									

■表 5-42 保存・管理の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-57 2-3	社寺建築・社寺什物等の指定・登録	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や指定・登録調査の成果を踏まえ、学術的価値が明らかになった社寺建築・社寺什物等の文化財指定・登録業務に継続して取り組む。									

■表 5-43 普及・活用・学習の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-51 3-8	関連文化財群の発信		○	○	○	○	◎			
	関連文化財群 5 「賀茂台地の暮らしと信仰」のストーリー・構成文化財を解説するページを市ホームページ上に作成し、公開する。									
3-52 3-25	関連文化財群の観光資源としての活用	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	観光部局や観光協会、地域 DMO 等と連携し、関連文化財群 5 「賀茂台地の暮らしと信仰」の普及や観光資源としての活用を図る。									
3-53	講座等における関連文化財群の発信	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	講師派遣や出前講座等の際に、開催地域と関連文化財群 5 「賀茂台地の暮らしと信仰」の関連を踏まえた内容を逐次検討し、実施する。									

関連文化財群 6 うらべすじ 浦辺筋から海へ、全国へ

歴史文化の特性：穀倉地帯の形成と発展 穀倉地帯と海のつながり

ストーリーの概要：江戸時代、三津の御蔵所には賀茂郡の大部分と豊田郡の一部の米が集められ、大坂（大阪）や広島に運ばれました。沿岸部では廻船業、漁業、製塩業（**二馬手塩田跡 樋の輪**など）が盛んで、その歴史を伝える文化財が遺されています。

● 安芸津に集う米、伝わる塩づくり

市域で唯一瀬戸内海に面する安芸津地域は、古くからの港がある地域です。そのうち風早には、遣新羅使が天平 8（736）年に停泊したことが、『万葉集』によって知られています。三津は賀茂郡の「香津郷」と推定され、公的な役割をもつ港があったと考えられています。平安時代には藤原資基が「赤崎泊」に至ったと「本朝無題詩」に記述があり、木谷の赤崎が該当すると推定されています。

また、この地域は近代に至るまで木谷だけが豊田郡に属し、他は賀茂郡に属していました。しかし、中世には木谷・三津・風早が三津三浦と呼ばれ、一体として発展するという歴史をたどっています。江戸時代には、浦辺筋とも呼ばれました。

三津には広島藩の御蔵所（御米蔵）が置かれ、賀茂郡の大部分及び豊田郡の一部の米が集めら

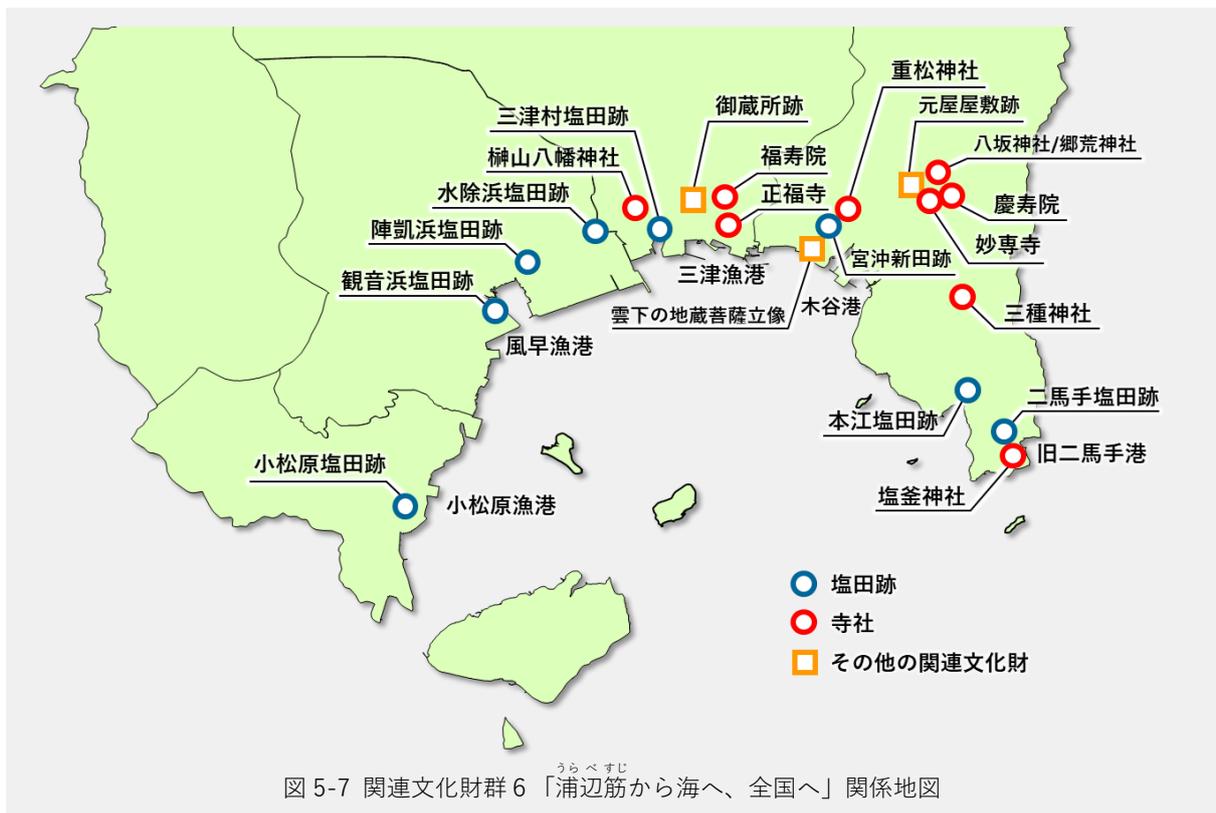
れ、大坂（大阪）の蔵屋敷や広島城下に運ばれました。また、木谷には竹原から入浜式塩田が伝わり、塩づくりが行われました。一時期は塩の価格の下落に悩まされますが、瀬戸内の十州同盟による生産量と塩価格の調整によって乗り越えました。幕末には安芸津地域全体に塩づくりが広がり、風早には大規模な塩田が造られました。



写真 5-32 二馬手塩田跡 樋の輪（市史跡）



写真 5-33 塩釜神社



● 広島藩有数の廻船～安芸津から全国へ

木谷は広島藩内でも有数の廻船の拠点があった地域として知られています。

彼らは全国を廻船で巡り、各地で安く買えるものを買ひ、高く売れるものを売る、いわゆる「北前船」で財を成しました。また、木谷村の元屋は、各藩が信頼のおける廻船業者にのみ委託する藩米の輸送も請け負っていました。廻船業者は全国各地で寄進を行い、寄進物は福井県坂井市三国

町や大阪市、新潟市の神社など、全国各地に遺されています。安芸津町内でも三津の榊山八幡神社、福寿院、正福寺、木谷の重松神社、三種神社、塩釜神社などに、石造物や絵馬が寄進されています。

元屋の船の乗組員であった木谷村の善松は、文化3（1806）年に遠州灘で遭難し、アメリカ船に救助され、ハワイを経て帰国しています。日本で初めてハワイに降り立った日本人とされ、帰国後の彼への取り調べを記録した「漂流記」は、当時の日本人から見た外国の様子を知ることができる貴重な歴史資料です。



写真 5-34 正福寺



写真 5-35 三種神社

● 豊かな海の恵みと生きる

木谷が廻船業で栄えたのに対し、その他の地区は主に近距離の廻船や漁業を盛んに行っていました。安芸津の漁業は鎌倉時代、生口島の佐久間孫大夫がこの地域に移り住み、小網を用いて始めたと伝えられます。弘安3（1280）年、孫大夫は網にかかった薬師如来を祀る小堂を建てました。この像は現在も正福寺に祀られています。

江戸時代の芸備地方の漁場は6漁場に区分けされ、村には地先の漁場での漁業優先権が認められていました。安芸津地域は、大芝漁場（賀茂郡）と豊浦漁場（豊田郡）に含まれます。タイやイワシ、ワチ、タコなどが良く捕れたとされます。

漁法にはウタセ、小網、延縄、ゴチ網、タコ釣、タコ壺、イカ釣、イカ網、手繰網、ワチ叩き網、ボラ網などがありました。また、沿岸の小河川の河口ではシロウオ漁がモチ網、定置網などで行われ、春先の風物詩として知られていました。



写真 5-36 カキ筏（龍王島周辺）

■ 表 5-44 構成文化財一覧

No.	名称		区分	文化財の指定等
1	慶寿院 (金毘羅社)	有形文化財	建造物	国登録
2	榊山八幡神社社殿	有形文化財	建造物	
3	三種神社	有形文化財	建造物	
4	塩釜神社 (二馬手)	有形文化財	建造物	
5	正福寺	有形文化財	建造物	
6	福寿院	有形文化財	建造物	
7	妙専寺庫裏 (元屋旧主屋)	有形文化財	建造物	
8	八坂神社／郷荒神社	有形文化財	建造物	
9	雲下の地藏菩薩立像	有形文化財	美術工芸品 (彫刻)	国登録
10	重松神社奉納額	有形文化財	美術工芸品 (書跡・典籍)	
11	榊山八幡神社船絵馬	有形文化財	美術工芸品 (歴史資料)	
12	イカカゴ	民俗文化財	有形の民俗文化財	市指定
13	カキ筏	民俗文化財	有形の民俗文化財	
14	タコ壺	民俗文化財	有形の民俗文化財	
15	藍之島の明神さん	民俗文化財	無形の民俗文化財	市指定
16	大芝漁場の漁業慣行	民俗文化財	無形の民俗文化財	
17	白魚漁	民俗文化財	無形の民俗文化財	
18	御蔵所 (御米蔵) 跡	記念物	遺跡	市指定
19	風早漁港	記念物	遺跡	
20	観音浜塩田跡	記念物	遺跡	
21	木谷港	記念物	遺跡	
22	旧二馬手港	記念物	遺跡	
23	小松原塩田跡	記念物	遺跡	
24	小松原漁港	記念物	遺跡	
25	陣凱浜塩田跡	記念物	遺跡	
26	二馬手塩田跡 樋の輪	記念物	遺跡	
27	本江塩田跡	記念物	遺跡	
28	水徐浜塩田跡	記念物	遺跡	
29	三津漁港	記念物	遺跡	
30	三津村塩田跡	記念物	遺跡	
31	宮沖新田跡	記念物	遺跡	
32	元屋敷跡	記念物	遺跡	
33	佐久間孫大夫の伝承	その他の文化財		

● 関連文化財群 6 「浦辺筋から海へ、全国へ」の課題

構成文化財の適切な保存と活用を図るため、社寺建築・社寺什物・遺跡等の調査成果を踏まえ、文化財の指定・登録に取り組むことが必要です。また、塩田跡などの埋蔵文化財包蔵地では、開

発に関する事前協議を、継続的に事業者へ周知・指導する必要があります。併せて構成文化財やストーリーの更新に取り組み、情報発信を行うことで、関連文化財群の普及に努めることが求められます。

● 関連文化財群6「浦辺筋^{うらべすじ}から海へ、全国へ」の方針と取組み

社寺建築・社寺什物・遺跡等の調査の成果を踏まえ、構成文化財の文化財指定・登録に適宜取り組みます。併せて塩田跡などの埋蔵文化財包蔵地の開発に関する事前協議を引き続き推進することで適切な保護につなげます。

また、調査成果を踏まえた構成文化財とストーリーの更新、安芸津歴史民俗資料館における北前船・製塩業・漁に関する展示、広報媒体を活用した積極的な情報発信により、文化財の更なる普及と一体的・総合的な活用に取り組みます。

■表 5-45 調査・研究の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
1-25	社寺建築・社寺什物・遺跡等の基礎調査	○	○	○		◎	◎			
	社寺建築・社寺什物・遺跡等の分野において必要な基礎調査を適宜実施する。									
1-26	関連文化財群の見直しと更新	◎	○	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や発掘調査、市史編さん事業の成果を踏まえながら、関連文化財群6「浦辺筋から海へ、全国へ」のストーリー及び構成文化財の見直しと更新に適宜取り組む。									

■表 5-46 保存・管理の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-58 2-3	社寺建築・社寺什物等の指定・登録	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や発掘調査、指定・登録調査の成果を踏まえ、学術的価値が明らかになった社寺建築・社寺什物・遺跡等の文化財指定・登録業務に継続して取り組む。									
2-59 2-9	埋蔵文化財包蔵地協議の周知		◎		◎	◎	◎			
	塩田跡などの埋蔵文化財包蔵地での開発に関する事前協議を行うよう、継続して事業者へ周知を図る。									

■表 5-47 普及・活用・学習の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-54 3-21	北前船・製塩業・漁に関する展示	○		○		○	◎			
	安芸津歴史民俗資料館において、寄贈を受けた民俗資料や収蔵資料を活用し、北前船・製塩業・漁に関する展示を行う。									
3-55 3-8	関連文化財群の発信		○	○	○	○	◎			
	関連文化財群 6 「浦辺筋から海へ、全国へ」のストーリー・構成文化財を解説するページを市ホームページ上に作成し、公開する。									
3-56 3-25	関連文化財群の観光資源としての活用	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	観光部局や観光協会、地域 DMO 等と連携し、関連文化財群 6 「浦辺筋から海へ、全国へ」の普及や観光資源としての活用を図る。									
3-57	講座等における関連文化財群の発信	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	講師派遣や出前講座等の際に、開催地域と関連文化財群 6 「浦辺筋から海へ、全国へ」の関連を踏まえた内容を逐次検討し、実施する。									

関連文化財群 7 近代の酒造りと吟醸酒の誕生

歴史文化の特性：穀倉地帯の形成と発展 みうらせんざぶろう 三浦仙三郎の功績と銘醸地の誕生

ストーリーの概要：明治時代の三津の酒造家の三浦仙三郎は、軟水でも質の高い酒を造れる低温長期発酵技術^{さたけりいち}を確立し、佐竹利市の機械による高白精米技術とともに吟醸造りの基礎を築きました。西条では山陽鉄道の開通で酒の大量輸送が可能になり、酒蔵は大規模化し、現在の**西条酒蔵群**の景観が生まれました。

● 酒造りの芽生え

安芸国分寺跡（史跡）から出土した9世紀の須恵器^{すえき}に「酒」の墨書が見られ、古くからこの地域と酒との関わりが推測されます。また、この地域では酒の起源が推測される神事も行われています。西条町郷曾の石神八幡神社^{いしがみはちまん}では年占神事^{としうらしんじ}として、甕^{かめ}に清水・蒸米と米麴^{しみず}を入れて境内^{こめこうじ}の巨石の下に埋めて発酵させ、できた酒によって豊凶^{ほうきょう}をはかる「神量神事祭^{みばかりしんじさい}」が行われています。

本格的な酒造りについては、三津の菅家^{かん}が天正6（1578）年の創業^{てんしょう}を伝えており、中世末期に

は既に始まっていたとされます。

一方西条は、西国街道の宿場であった四日市宿において、島家が延宝3（1675）年に酒造りを始めたとされます。当時の酒造蔵が現在も遺り、現存する西条最古の酒造蔵として貴重な存在です。また、白市の木原家も元禄年間（1688年～1704年）には既に酒造りを始めており、旧木原家住宅（重要文化財）の主屋の背後に井戸や酒造蔵の基礎が遺っています。

この時代、酒の原料である米は重要な食料であり、さらに年貢米として領主の財政を支えていました。そのため、広島藩の強い規制を受け、この時代の酒造りは、地域の需要を満たす程度の小規模なものでした。



写真 5-37 旧木原家住宅（重要文化財）



写真 5-38 西条酒蔵群 白牡丹酒造延宝蔵（史跡）

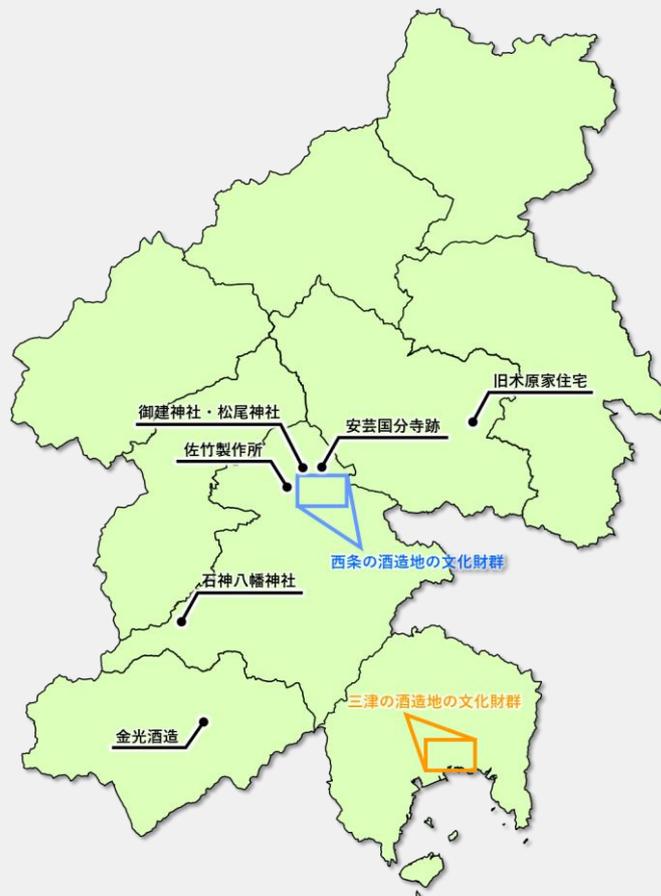


図 5-8 関連文化財群7「近代の酒造りと吟醸酒の誕生」関係地図

● 「吟醸酒の父」^{み うらせんざぶろう とうじ} 三浦仙三郎と杜氏のふるさと

明治維新を迎え、広島藩による酒造りの規制が緩和され、免許料を納めることで自由に酒を生産することができるようになりました。三津は瀬戸内海に面した立地を利用し、県外に酒の販路を拡大しました。しかし、自由化により各地で酒造りが盛んになると、競争力が強くない地方の酒造りは苦戦を強いられました。

こうした中、酒の質の改良に乗り出した一人が三津の^{み うらせんざぶろう}三浦仙三郎です。三浦は酒ができる前に腐ってしまう^{ふぞう}腐造に苦しみながらも、諦めることなく酒造を続け、銘醸地の^{なだ}灘（兵庫県）^{けんさん}で研鑽を積み、酒の質の向上に努めました。広島は当時酒づくりに適していないとされた、ミネラル分の少ない軟水地帯でしたが、三浦は温度管理と衛生管理を徹底することで、軟水でも質の高い酒を造ることができる、低温長期発酵という吟醸造りの基礎を確立しました。

また、三浦はこの技術を公開し、酒造りを行う職人である^{とうじ}杜氏の育成に努め、「三津杜氏」、後に「広島杜氏」と呼ばれる杜氏集団を育てました。この杜氏たちが全国に広がり、広島流の吟醸造りを広めました。

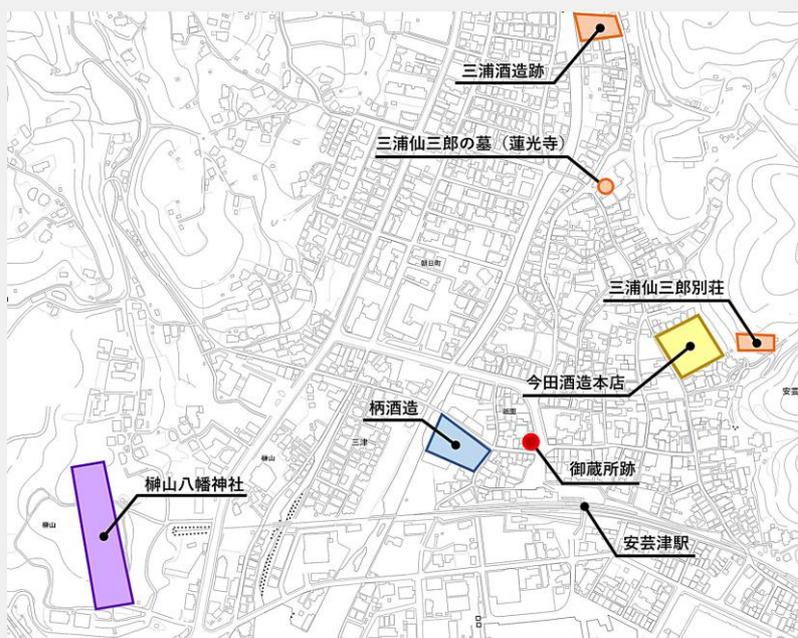


図 5-9 三津の酒造地の文化財群



写真 5-39 ^{み うらせんざぶろう}三浦仙三郎銅像
さかきやま
(榊山八幡神社)



写真 5-40 今田酒造本店



写真 5-41 ^{つか}柄酒造

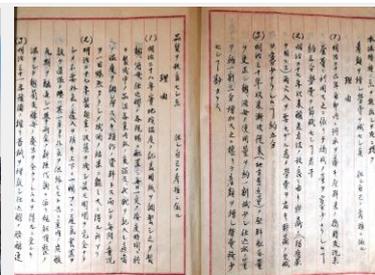


写真 5-42 ^{み うらせんざぶろう}三浦仙三郎酒造関係資料
(市重要文化財)

● 銘醸地西条、そして吟醸酒の誕生へ

一方、西条でも明治維新後、島家のほかに木村家、石井家などが、龍王山からの良質な伏流水を利用して酒造りを始め、名声を高めました。大きな転機になったのが明治27(1894)年の山陽鉄道の開通です。西条の酒造家たちは酒蔵に近い場所に駅を誘致し、鉄道による酒の大量輸送を可能にしました。酒造家たちは、規模を拡大するために、街道沿いの市街地の背後に敷地を拡げ、広大な酒蔵を建てました。現在の西条酒蔵群の景観はこのようにして形成されたものです。

鉄道によって大量輸送が可能になった西条でしたが、標高200mほどの盆地に位置し、河川が少ない土地でした。そのため、灘(兵庫県)のように精米に水車を活用することが困難でした。そこで佐竹利市は明治29(1896)年、動力式精米機を造り、さらに明治41(1908)年、「たてがたこんごう 豎型金剛砂精米麦機しゃせいまいばくき」を発明しました。これにより機械での精米が可能になり、大量生産が実現するとともに、吟醸酒に欠かせない高白精米を可能にしました。

現在の吟醸酒の要件である精米歩合60%以下に酒米を削る技術や、低温長期発酵という技術の基本は東広島で生まれました。現在、酒造会社は地域と共同で酒の水源地の森を守る活動を行っており、水の保全という方向からも酒文化の継承がなされています。

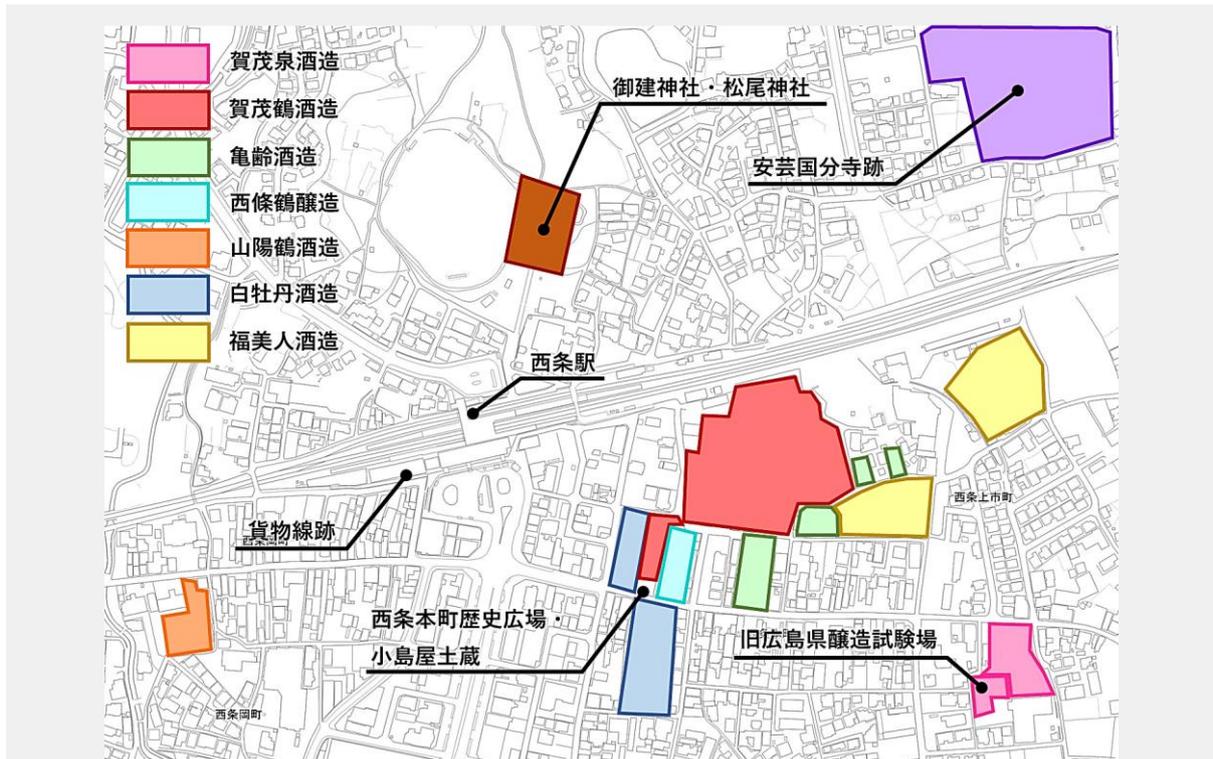


図 5-10 西条の酒造地の文化財群



写真 5-43 賀茂泉酒造



写真 5-44 賀茂鶴酒造



写真 5-45 亀齢酒造



写真 5-46 西條鶴醸造



写真 5-47 山陽鶴酒造



写真 5-48 福美人酒造



写真 5-49 旧広島県醸造試験場



写真 5-50 御建神社



写真 5-51 金光酒造

■ 表 5-48 構成文化財一覧

No.	名称		区分	文化財の指定等
1	<small>いしがみはちまん</small> 石神八幡神社	有形文化財	建造物	
2	今田酒造本店	有形文化財	建造物	
3	<small>かねみつ</small> 金光酒造	有形文化財	建造物	一部国登録
4	賀茂泉酒造	有形文化財	建造物	一部国登録
5	賀茂鶴酒造	有形文化財	建造物	一部国登録
6	國分寺	有形文化財	建造物	一部市指定
7	旧木原家住宅	有形文化財	建造物	国指定
8	旧広島県醸造試験場	有形文化財	建造物	国登録
9	亀齢酒造	有形文化財	建造物	一部国登録
10	小島屋土蔵	有形文化財	建造物	国登録
11	西條鶴醸造	有形文化財	建造物	一部国登録
12	<small>さかきやま</small> 榊山八幡神社社殿	有形文化財	建造物	国登録
13	山陽鶴酒造	有形文化財	建造物	一部国登録
14	<small>つか</small> 柄酒造	有形文化財	建造物	
15	白牡丹酒造	有形文化財	建造物	一部国登録
16	福美人酒造	有形文化財	建造物	一部国登録
17	松尾神社	有形文化財	建造物	
18	<small>み うらせんざぶろう</small> 三浦仙三郎別荘	有形文化財	建造物	
19	<small>み たて</small> 御建神社	有形文化財	建造物	
20	<small>み うらせんざぶろう</small> <small>さかきやま</small> 三浦仙三郎銅像（榊山八幡神社）	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	
21	<small>さかきやま</small> 榊山八幡神社の石造物	有形文化財	美術工芸品（歴史資料）	
22	<small>み うらせんざぶろう</small> 三浦仙三郎遺品	有形文化財	美術工芸品（歴史資料）	

23	三浦仙三郎酒造関係資料 <small>みうらせんざぶろう</small>	有形文化財	美術工芸品（歴史資料）	市指定
24	石神八幡神社の神量神事祭 <small>いしがみはちまん みはかりしん じさい</small>	民俗文化財	無形の民俗文化財	
25	化粧薦樽の製造技術 <small>こもたる</small>	民俗文化財	無形の民俗文化財	
26	安芸国分寺跡	記念物	遺跡	国指定
27	株式会社サタケ	記念物	遺跡	
28	旧西国街道	記念物	遺跡	
29	西条駅貨物線跡	記念物	遺跡	
30	西条酒蔵群 <small>さいじょうさかぐらぐん</small>	記念物	遺跡	国指定
31	三浦酒造跡	記念物	遺跡	
32	三浦仙三郎の墓（連光寺） <small>みうらせんざぶろう</small>	記念物	遺跡	
33	三津小往還（大峠の年貢道） <small>しょうおうかん おおたお ねん ぐ みち</small>	記念物	遺跡	

● 関連文化財群7「近代の酒造りと吟醸酒の誕生」の課題

構成文化財の適切な保存と活用を図るため、近代化遺産調査の成果を踏まえた文化財の指定・登録を進める必要があります。また、企業活動を行う史跡の保存と活用を円滑に行うための保存活用計画の作成や、西条酒蔵通り地区の貴重な近代産業景観の保護も求められます。併せて構成文化財やストーリーの更新を行いながら情報発信に取り組み、関連文化財群の普及に努める必要があります。

● 関連文化財群7「近代の酒造りと吟醸酒の誕生」の方針と取組み

社寺建築・近代化遺産等の調査や指定・登録調査の成果を踏まえ、必要に応じて構成文化財の文化財指定・登録に取り組みます。企業活動を行う史跡については、保存と両立した活用の円滑化のため、保存活用計画の作成の推奨と支援を行います。また、西条酒蔵通り地区の近代産業景観の保護に取り組みます。

併せて調査成果を踏まえた構成文化財とストーリーの更新、安芸津歴史民俗資料館における酒造業に関する展示、広報媒体を活用した積極的な情報発信により、文化財の更なる普及と一体的・総合的な活用に取り組みます。

■表 5-49 調査・研究の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
	関連文化財群の見直しと更新	◎	○	◎	◎	◎	◎			
1-27	文化財基礎調査や市史編さん事業の成果を踏まえながら、関連文化財群7「近代の酒造りと吟醸酒の誕生」のストーリー及び構成文化財の見直しと更新に適宜取り組む。									

■表 5-50 保存・管理の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-60 2-3	社寺建築・近代化遺産等の指定・登録	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や、指定・登録調査の成果を踏まえ、学術的価値が明らかになった社寺建築・近代化遺産等の文化財指定・登録業務に継続して取り組む。									
2-61 2-28	伝統的建造物群の保護の推進	○	◎	○	◎	◎	◎			
	西条酒蔵通り地区における伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を目指す。									
2-62 2-29	東広島市景観形成事業補助金の交付		◎				◎			
	酒蔵地区における登録文化財や歴史的建造物等の修理・修景について、補助金により支援を行う。									
2-63 2-38	国指定文化財保存活用計画の作成		◎			○	◎			
	法人が活動を行う文化財において、保存と両立した活用を図るため、保存活用計画の作成に取り組む。									

■表 5-51 普及・活用・学習の取組み

No.	取組み	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-58 3-21	酒造業に関する展示	○		○		○	◎			
	安芸津歴史民俗資料館において、寄贈を受けた民俗資料や収蔵資料を活用し、酒造業に関する展示を行う。									
3-59 3-8	関連文化財群の発信		○	○	○	○	◎			
	関連文化財群7「近代の酒造りと吟醸酒の誕生」のストーリー・構成文化財を解説するページを市ホームページ上に作成し、公開する。									
3-60 3-25	関連文化財群の観光資源としての活用	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	観光部局や観光協会、地域DMO等と連携し、関連文化財群7「近代の酒造りと吟醸酒の誕生」の普及や観光資源としての活用を図る。									

	講座等における関連文化財群の 発信	◎	◎	◎	◎	○	◎			
3-61	講師派遣や出前講座等の際に、開催地域と関連文化財群7「近代の酒造りと吟醸酒の誕生」の関連を踏まえた内容を逐次検討し、実施する。									

第6章

東広島市の文化財の保存・活用の 推進体制

第6章 東広島市の文化財の保存・活用の推進体制

1. 文化財の保存・活用を推進する体制の整備方針

本節では、地域総がかりで文化財の保存と活用に取り組むため、前章を踏まえた保存・活用を推進する体制の整備方針についてまとめます。

(1) 調査・研究に関する体制の整備方針

地域の文化財は、その所在を確認し、地域全体、ひいては我が国の歴史・文化の中でどのように位置付けられるのか、そしてそこにはどのような価値があるのか、学術的・専門的に明らかにし、正しく評価する必要があります。そのことによって初めて文化財の適正な保存と活用が可能になります。そのためには、本市の文化財を調査・研究する能力のある専門性を持った人材を適切に配置する必要があります。

本市では、従来開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査に対応するため、考古学を専門とする職員を多く配置してきました。しかし、多様な文化財の調査・研究を適切に行うためには、歴史・民俗・建築・美術・動植物・地質などに関する専門知識も必要です。そのため、現在の職員に対しては研修等を通じて研鑽^{けんさん}を進めるとともに、公益財団法人東広島市教育文化振興事業団においては、専門性の高い学術専門職員の確保を図り、当該事業団を中心に調査・研究体制の確立をしていくこととします。

(2) 保存に関する体制の整備方針

文化財の保存は、法令に規定された文化財とそれ以外の文化財との2つのあり方に分けられます。まず、法令に規定された文化財については、それぞれ適用される法令によって規定された保護の制度に従って、国・県・市及び所有者・管理者が保存に当たることが定められています。

一方、その他の文化財については、その保存が法令で規定されていないことから、体制の整備が急がれます。

文化財の種類・種類等により、保存の環境・方法等が異なるため、それぞれに適した体制を整える必要があります。例えば、伝統芸能・祭礼・行事などを保存するためには、継承の主体となる団体や実施する地域の活性化、後継者の育成、道具・衣装の更新が必要です。

個人や民間が所有する文化財のうち、有形文化財については所有者・管理者との連携を進めます。このうち建造物は規模も大きく、生活様式の変化によって利用形態が大きく変わり、所有者・管理団体等への負担が増加しています。

こうした状況を踏まえ、地域の文化財の保護・普及に取り組む団体や専門機関と連携した指導・助言、民間企業による支援制度の活用等により、有形・無形文化財の保存を推進することとしま

す。また、必要に応じて東広島市文化財保護審議会に意見を諮りながら、文化財登録原簿への提案を行います。

埋蔵文化財については、開発に当たっての調査・保護に加え、記録保存以外の遺跡の保存についても取り組む必要があるとともに、発掘調査によって出土した遺物は年々増加しつつあり、その保存施設の整備が求められます。そのため、今後、(仮称)新文化財センターにおける埋蔵文化財に係る収蔵機能の充実を図り、保存体制の整備を図ります。

(3) 活用に関する体制の整備方針

文化財の活用には様々な手段がありますが、その存在をより多くの人々に知ってもらうことが、第一歩になります。そのため、多様なチャンネルでの発信に取り組む必要があり、民間・所有者・観光団体・教育機関・専門機関・行政による連携を図ります。

また、可能な範囲での公開や活用を図りながら市内外の人々が文化財に触れ、親しむ機会を創出することで、文化財保護の担い手の裾野を広げることも必要なため、こうした所有者・地域による取組みを支援・推進する、多様な主体の連携を進めます。

2. 文化財の保存・活用の推進体制と計画の進行管理

(1) 文化財の保存・活用の推進体制

文化財の保存・活用を推進していくにあたっては、庁内外の関係部局、関係機関・団体、関係者との意識と情報の共有が不可欠であり、様々な分野の施策を連携して実施する必要があります。そのため、庁内の連携を図るとともに、庁外では地域で文化財の保存・活用・普及に取り組む民間団体を指定する文化財保存活用支援団体制度の活用により、文化財の保存・活用の機運の向上と、それら機関・団体との連携を図ります。

災害発生時には、東広島市（文化課）が窓口となり、広島県への状況報告を行いながら被災した文化財に関する対応を行います。また、状況に応じて県や文化庁、他自治体、研究機関、ヘリテージマネージャー等と連携して対応するとともに、県を通じて文化財防災センターに要請を行います。

そのほか、全国史跡整備市町村協議会や広島県歴史民俗資料館等連絡協議会、広島県市町公文書等保存活用連絡協議会等の職員相互の交流の機会を活用し、定期的な他自治体との意見交換や連携の可能性を探ります。

この推進体制を表 6-1 と図 6-1 のとおり整理します。

■表 6-1 東広島市の文化財の保存・活用に関する推進体制

行政
【所管課】
<p>東広島市教育委員会生涯学習部文化課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存・活用に関すること ・東広島市文化財保存活用地域計画に関すること ・埋蔵文化財（遺跡）の保護、分布・試掘調査、発掘調査に関すること ・出土文化財（遺物）の公開活用に関すること ・東広島市史の編さんに関すること ・文化芸術の振興に関すること ・職員 24 人 うち文化財担当職員 5 人 埋蔵文化財担当職員 8 人 市史編さん担当職員 6 人
【庁内関係課】 ※業務は文化財に関するものを抜粋
<p>総務部総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政文書の保存、管理に関すること
<p>産業部ブランド推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光振興に関すること ・東広島市観光総合戦略に関すること
<p>都市部都市計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観に関すること ・都市計画マスタープラン、緑の基本計画に関すること
<p>消防局消防総務課、予防課、東広島消防署・各分署</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火活動、火災予防、防火指導に関すること ・消防団の訓練及び防災活動に関すること
<p>教育委員会学校教育部指導課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の指導に関すること ・副読本に関すること
<p>教育委員会生涯学習部生涯学習課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習、出前講座、ボランティアに関すること ・図書館に関すること ・生涯学習センター及び地域センター等の主催講座に関すること ・生涯学習推進計画、学びのキャンパス推進事業における行動計画に関すること
【附属機関等】
<p>東広島市文化財保護審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存・活用に関する重要事項について調査・審議を行う。
<p>東広島市伝統的建造物群保存地区保存審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査・審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議する。
<p>東広島市史編さん委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東広島市史の編さんに係る基本計画及び実施計画の策定並びに東広島市史の編さんに関する重要な事項の審議を行う。

【庁外関係機関等】

文化庁	広島県教育委員会文化財課	
広島県立埋蔵文化財センター	県内各関係市町の文化財担当部局	広島県立文書館
広島県立歴史博物館	広島県立歴史民俗資料館	広島市安佐動物公園
全国遺跡環境整備会議	全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会	
全国史跡整備市町村協議会	広島県市町公文書等保存活用連絡協議会	
広島県歴史民俗資料館等連絡協議会		

市民・地域

市民 児童・生徒 各住民自治協議会 各自治会

文化財の所有者

文化財を所有する個人 神社 寺院 保存会・自治会等の団体

団体（歴史文化に関する自主的な取組みを行う団体）

安芸津町郷土史研究会 安芸津町ボランティアガイドの会 黒瀬郷土史研究会
河内町郷土史研究会 豊栄町郷土史研究会 東広島オオサンショウウオの会
東広島郷土史研究会 東広島市自然研究会 東広島市文化連盟
東広島ボランティアガイドの会 東広島歴史楽会 福富町郷土史研究会
その他歴史文化に関する市民の自主的な団体

企業等

安芸津町観光協会 安芸津町商工会 （一社）ディスカバー東広島
NPO 法人オオサンショウウオと暮らすまちづくり会 NPO 法人白市町家保存会 黒瀬商工会
（公財）東広島市教育文化振興事業団 （公財）広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室
（公財）広島県建築士会東広島支部 （公財）広島市みどり生きもの協会
（公社）東広島市観光協会 東広島商工会議所 広島県中央商工会 福富町観光協会
その他各民間企業・NPO 団体

教育・研究

市内各小学校・中学校・高等学校 エリザベト音楽大学 近畿大学 広島国際大学 広島大学
広島大学オオサンショウウオ保全対策プロジェクト研究センター 広島大学総合博物館
県立広島大学 広島市立大学 仙石庭園銘石ミュージアム 文化財防災センター
その他関係教育・研究機関

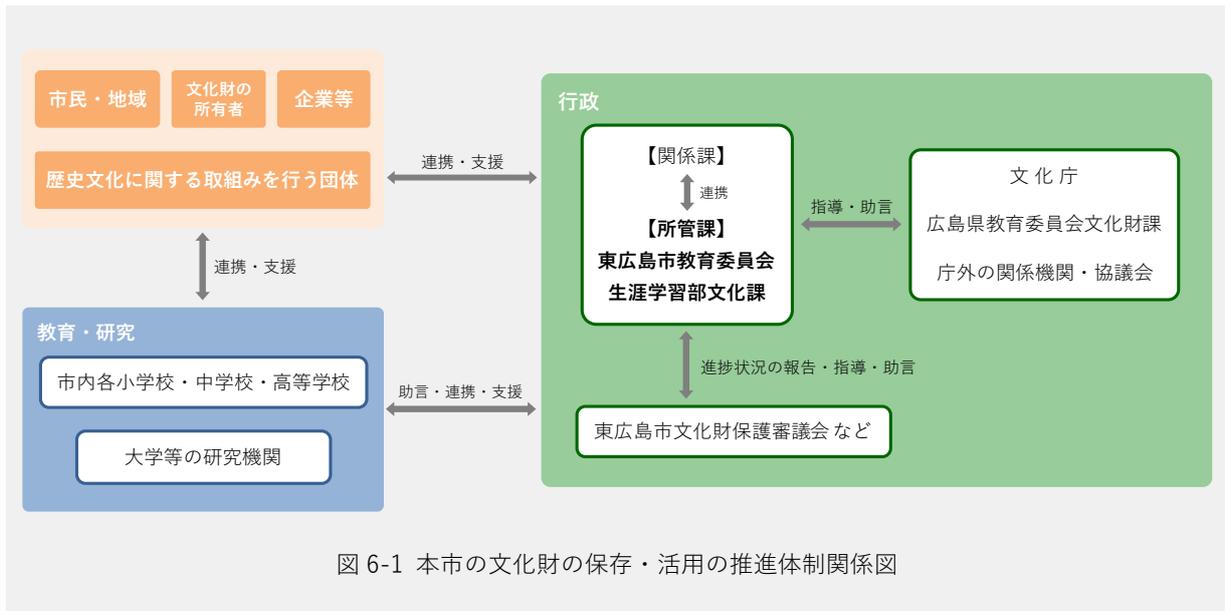


図 6-1 本市の文化財の保存・活用の推進体制関係図

(2) 計画の進行管理

第5章で設定した取組みの実実施計画・実施状況は東広島市文化財保護審議会に報告し、PDCAサイクルによる進行管理を行うとともに、今後更なる進行管理の体制の整備を図ります。

また、計画期間を令和7（2025）年度から令和9（2027）年度、令和10（2028）年度から令和12（2030）年度、令和13（2031）年度から令和16（2034）年度の3つの期間に分け、各期間で必要に応じて計画内容の見直しを行います。以下の基準に該当する変更は、文化庁長官へ変更認定の手続きを行います。

- 計画期間の変更
- 市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

上記以外の軽微な変更を行った場合は、文化庁と広島県に情報提供を行います。

計画期間終了前の令和16年度には、これらの評価を基礎資料として計画期間全体の評価を行い、その結果を次期計画へ反映させます。



図 6-2 計画期間の区分